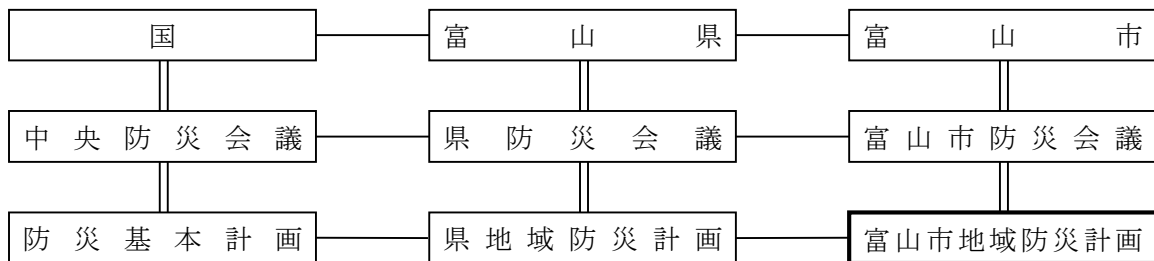


第1節 計画の目的

1 計画の目的

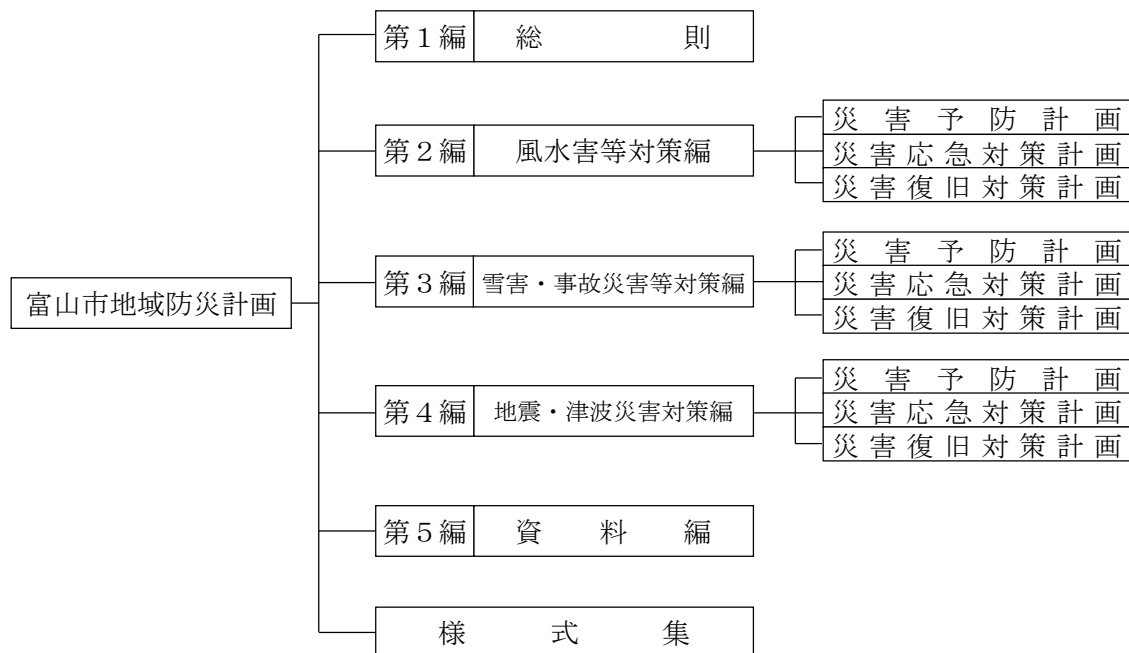
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、富山市防災会議が、富山市の地域に係る災害に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定め、市、防災関係機関、市民等が相互に連携し、総力を結集することにより、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市の地域、そして市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減し、市民の誰もが安全で安心して暮らせる防災都市づくりの推進に資することを目的とする。

【国、県及び富山市の防災会議並びに防災計画の体系】



2 計画の位置づけ・構成

この計画は、市及び防災関係機関等が行う各種の防災活動の指針となり、防災対策事業の推進にあたっての基本となるものである。



この計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第 1 編の総則に続いて、第 2 編を風水害等対策編、第 3 編を雪害・事故災害等対策編、第 4 編を地震・津波災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧等の各段階における諸施策を示した。さらに、第 5 編を資料編とし、本計画に必要な関係資料を掲げ、巻末に様式集を登載した。

なお、風水害等対策編では豪雨及び台風等による風水害、大規模火災について、雪害・事故災害等対策編では豪雪災害、航空災害、危険物等災害、海上災害、林野火災、原子力災害について、地震・津波災害対策編では地震及び津波災害についてそれぞれ定める。

3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正するものとする。

4 計画の周知

本計画の内容は、市職員、防災関係機関及びその他防災に関する重要な施設の管理者等に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については、市民にも広く周知徹底するよう努める。

5 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

第2節 防災の基本方策

1 基本方針

防災とは、地震、集中豪雨や豪雪などの災害が発生しやすい自然条件下に加え、都市化の進展に伴い、密集した人口、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ本市において、郷土並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための行政上最も重要な施策のひとつである。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針の基軸とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

市民の生命と暮らしを守る防災都市の実現をめざし、災害に強いまちづくりを推進するために、次に掲げる事項を基本方針とする。

① 減災に向けた災害予防

災害による被害を軽減するための平常時からの備えの継続的展開

② 地域防災力の向上

自主防災組織をはじめとした地域コミュニティ防災活動の推進

③ 災害情報伝達体制の整備

防災情報の収集伝達体制の整備及び情報の共有化の推進

④ 応急対策と避難環境の整備

的確な応急対策の実施と避難所等における避難環境の整備

⑤ 災害対策本部の機能強化

迅速・的確な初動体制の確保

2 防災の各段階における基本方策

防災には、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の各段階があり、それぞれにおいて、国、公共機関、県、市及び事業所・市民が一致協力して総力をあげて災害対策をとることが被害の軽減につながる。なお、災害対策についての各段階における基本方策は次のとおりである。

(1) 計画的な災害予防対策

ア 災害に強いまちづくりを実現するため、防災ブロックの形成、防災空間の整備拡大、市街地の再開発等により防災都市づくりを推進するとともに、公共土木施設等の整備・耐震性強化、ライフライン施設・廃棄物処理施設の安全性強化により都市基盤の安全性を強化する。

イ 防災の体制づくりを確立するため、防災拠点施設・通信連絡体制・緊急輸送ネットワーク等の整備をはじめ関係機関との連携強化、相互応援体制の整備、災害対応業務のデジタ

ル化の促進により防災活動体制を整備するとともに、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資等の確保、ボランティア活動の支援等により救援・救護体制を整備する

ウ 日常から災害に備えるために、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施・充実、要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に定める、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）に対する防災上の措置等により防災行動力を向上させるとともに、災害対策調査研究を推進する。

エ 事故災害防止のため、船舶の所有者等、航空運送事業者、鉄軌道事業者及び危険物等施設等の管理者等は、関係法令を遵守し、施設設備等の安全性を確保するとともに、安全な運行等に努めるものとする。

また、これらに関する安全監督担当機関及び関係施設の管理者は、関係事業者に対し安全規程遵守のための検査・指導を徹底し、また施設の安全管理に万全を期し、事故災害の発生予防に努めるものとする。

(2) 迅速で円滑な災害応急対策

ア 気象予警報、火災警報等の情報を迅速、的確に伝達するとともに、市民への周知徹底を図る。特に土砂災害等の災害危険区域において災害が発生するおそれがある場合には、住民への周知徹底を図るとともに、速やかに高齢者等避難、避難指示を発する等の災害未然防止活動を実施する。

イ 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行い、迅速、的確な初動体制をとるために、災害に対応した非常配備体制、応急活動対策を早急にとるとともに、発災直後の被害規模及び被害拡大の危険性の早期把握や被害に関する情報の収集・伝達を行う。

また、大規模な被災の場合は、速やかに災害救助法の適用をはたらきかけるとともに、広域応援を要請する。

ウ 人命救助を最重点とし、被災者に対する救助・救急活動を速やかに実施するとともに、負傷者に対して迅速な医療救護活動を行う。また、同時多発的な火災に対して、市民、自主防災組織、事業所、消防機関が一致協力して消火活動を行うとともに、大規模災害時には、県に対し緊急消防援助隊等の応援を要請する。

エ 被災者の救援のために、安全な避難場所への誘導・避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助・救急活動や消火活動を支え、被災者に緊急物資を供給するための交通規制・輸送対策を実施する。また被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供を行う。さらには、被災者の生活維持に必要な飲料水・食料・生活必需品等の供給、廃棄物処理・防疫・衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の搜索等、各種の被災者救援活動を行う。

オ 社会諸機能の応急復旧活動として、電力・ガス・上下水道・通信の各ライフライン施設や公共土木施設・社会公共施設等の応急復旧対策を速やかに講ずるとともに、自宅が被災

した避難者救援のための応急住宅対策を実施する。また、応急教育、応急金融対策を講ずるとともに応急復旧活動のための労働力を確保する。

カ 海上、航空、鉄道、道路及び危険物等施設における大規模な事故災害時についても、自然災害の場合と同様に、防災関係機関は速やかに初動体制をとり災害応急対策を実施する。

キ 災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等に努め、業務継続性の確保を図る。

(3) 速やかな災害復旧対策

ア 民生安定のための緊急対策として、生活相談実施、見舞金支給、被災者生活再建支援金制度の活用など、自立的生活再建を支援する。また、被災した中小企業者・農林漁業者に融資等を通じた支援を行い、早期の事業再建を図る。

イ 被災地域の迅速な復旧を進めるため、激甚災害指定を促進するとともに、災害復旧計画の策定、大規模災害時の指導・助言制度の活用による公共土木施設の災害復旧を図る。

富山市、県その他の防災機関は、相互に連携をとりつつ、こうした災害対策の基本事項を積極的に推進するとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱

本節は、富山市及び富山県並びに市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が、市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

1 防災関係機関等の責務

市、県及び防災関係機関並びに市民・事業所は、本計画に基づき次の防災対策を計画的かつ着実に推進するものとする。

(1) 市

- ① 公園、道路等防災空間を計画的に整備するとともに、防災上重要な庁舎、学校、病院等公共建物及び公共土木施設の安全性・耐震性を強化する。
- ② 地域防災拠点や防災行政無線を計画的に整備する。
- ③ 災害危険区域等での土砂災害等を未然に防止するため、市民への危険性の周知徹底、避難体制の整備を図る。
- ④ 消防施設設備の充実や消防団の活性化等消防力を強化するとともに、ヘリコプター等を活用するため臨時離着陸場を確保する。
- ⑤ 水・食料・生活必需物資等の備蓄、避難所の施設設備の整備充実、ライフライン関係機関との相互連携による各種防災対策を推進する。
- ⑦ 地域の防災力を高めるため、自主防災組織の育成を積極的に推進するとともに、市民に対し研修、広報、訓練を実施し、防災活動の普及啓発に努める。

(2) 県

- ① 災害から県土を守るため、山地保全事業、河川整備事業、海岸整備事業等を計画的に推進する。また、防災拠点施設の建設、通信ネットワークの充実強化等施設についても計画的に整備する。
- ② 市町村が実施する地域防災拠点施設及び防災行政無線の整備、消防力の強化等に対し必要な支援を行う。
- ③ 市町村を包括する立場から、災害状況の把握、市町村間の調整等、広域的な総合調整を行う。
- ④ 市町村その他の防災関係機関との連携を強化し、総合的な防災対策を推進する。
- ⑤ 県民の自主防災意識の高揚及び防災に関する知識、技術の習得のため、リーダー研修や訓練等自主防災活動の普及啓発に努めるとともに、市町村が推進する自主防災組織の育成を支援する。
- ⑥ 事故災害防止のため、道路、空港等の施設設備の整備を推進する。また、危険物施設等の安全性の確保のための検査・指導を徹底する。

(3) 防災関係機関

- ① 市民生活に密着する電力、電話、水道等ライフライン施設の管理者は、迅速な応急復旧活動のため体制整備を図るとともに、施設の安全化について計画的に整備する。
- ② 消火、救助活動等を実施する消防、警察、自衛隊及び海上保安部は、必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し応急活動の総合力の向上に努める。
- ③ 鉄道・バス・航空・船舶等の輸送事業者等は、施設等の安全性の強化、安全運行体制の確立及び防災資機材等の整備充実等の事故災害対策の推進に努める。

(4) 市 民

- ① 「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、飲料水・食料等の備蓄や災害危険区域における自主避難など自ら災害に備えるための対策を講ずる。
- ② 災害を防止するため、地域において相互に協力するとともに、市及び県が行う防災事業に協力し、市民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること。
- ③ 「みんなのまちはみんなで守る」ため、自主防災組織の結成、活性化に努める。
- ④ 自主防災組織等が行う防災訓練を通じて、防災活動に必要な知識、技術の習得に努めるとともに、市及び県が実施する総合防災訓練に積極的に協力参加し、地域の防災力の向上に努める。

(5) 事業所・企業

- ① 事業活動にあたっては、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、災害を防止するため最大の努力を払うこと。市及び県の防災都市づくりに積極的に参加し、建築物の不燃化等に努める。
- ② 消防計画等の策定や自衛消防隊の設置・訓練を行い、事業所の防災力を向上させるとともに、市及び県が実施する防災訓練に積極的に参加し、地域の一員としての総合的な防災活動を推進する。また、市は県などと連携し、防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、こうした取組みに資する情報提供等を進めるものとする。
- ③ 危険物施設等の管理者等は、施設設備の安全性強化等に努め事故災害の防止を図るものとする。
- ④ 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、施設の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。
- ⑤ 事業者は、豪雨や防風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控

えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 防災関係機関等の業務大綱

(1) 市

事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(1) 富山市防災会議に関すること。 (2) 災害対策の組織の整備に関すること。 (3) 気象予警報の情報伝達に関すること。 (4) 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関すること。 (5) 避難指示等に関すること。 (6) 被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること。 (7) 被災者の救助、救護に関すること。 (8) 災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関すること。 (9) 消防活動及び水防対策に関すること。 (10) 上下水道事業の災害対策に関すること。 (11) 児童、生徒に対する応急教育に関すること。 (12) 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること。 (13) 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関すること。 (14) 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること。 (15) 災害ボランティアの受入調整等に関すること。 (16) 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関すること。 (17) 要配慮者の避難支援に関すること。

(2) 県

事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(1) 富山県防災会議に関すること。 (2) 災害対策の組織の整備に関すること。 (3) 気象予警報等の情報伝達に関すること。 (4) 災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること。 (5) 被災者の救援、救護に関すること。 (6) 自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関すること。 (7) 災害時における交通規制及び輸送確保に関すること。 (8) 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること。 (9) 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関すること。 (10) 非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること。 (11) 災害救援ボランティアの受入調整等に関すること。 (12) 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関すること。 (13) 児童、生徒、学生に対する応急教育に関すること。 (14) 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関すること。 (15) 被災産業に対する融資等に関すること。 (16) 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関すること。

(3) 指定地方行政機関

機関等の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東京管区気象台 富山地方気象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する こと。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震 動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解 説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 (6) 災害対策本部等への職員の派遣に関すること。
北陸財務局 富山財務事務所	(1) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 (2) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関するこ と。 (3) 主務省の要請による災害復旧事業費査定の立会いに関するこ と。 (4) 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付。 (5) 避難場所として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿 舎）の情報収集及び情報提供に関すること。
北陸農政局	(1) 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関 すること (2) 農地及び農業用施設の災害復旧事業費の緊急査定に関するこ と。 (3) 農地及び農業用施設の災害復旧融資対策に関すること。 (4) 災害時における応急食糧の緊急引渡しに関すること。 (5) 政府所有米穀の売却及び災害時における応急供給に関するこ と。 (6) 応急用食料・物資の支援に関すること
中部森林管理局	(1) 森林、治山による災害予防に関すること。 (2) 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び防災管理 に関すること。 (3) 国有林野の火災防止等保全管理に関すること。
北陸信越運輸局	(1) 災害時における鉄道事業者、軌道事業者、自動車運送事業者 の安全運行の確保に関すること。 (2) 災害時における自動車の調達、あつせん、輸送の分担、う回 輸送、代替輸送等の指導に関すること。 (3) 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。

	(4) 災害時における船舶調達、あっせんに関すること。 (5) 災害時における水上輸送及び港湾荷役作業措置に関すること。 (6) 船舶及び鉄軌道の事故災害の防止対策に関すること。
大 阪 航 空 局 小 松 空 港 事 務 所	(1) 災害時における富山空港の措置に関すること。 (2) 航空災害の防止対策及び応急措置に関すること。
第九管区海上保安本部 伏 木 海 上 保 安 部	(1) 海上災害時における救助及び救難に関すること。 (2) 海上交通の安全確保及び治安の維持に関すること。 (3) 海上災害の防止対策及び応急措置に関すること。 (4) 船舶等への気象警報の伝達等に関すること。 (5) 災害時における援助に関すること。
北 陸 総 合 通 信 局	(1) 情報通信の確保に関すること。 (2) 災害時における非常通信の運用監督に関すること。 (3) 非常通信協議会の育成指導に関すること。
富 山 労 働 局	(1) 災害時における工場、事業場の労働災害の防止に関すること。 (2) 災害時における雇用対策に関すること。
中 部 経 済 産 業 局	(1) 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 (2) 災害時における物資の安定供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること。 (4) 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置に関すること。 (5) 災害対策本部等への職員の派遣に関すること。
中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安に関すること。
北 陸 地 方 整 備 局	(1) 管理河川の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報等の水防情報に関すること。 (2) 管理河川流域の砂防工事に関すること。 (3) 富山湾沿岸の海岸保全施設に関する工事に関すること。 (4) ダムの建設工事に関すること。 (5) 直轄国道の新設・改築及び修繕工事、維持その他の管理に関すること。 (6) 港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること。 (7) 航路の整備、保全及び管理に関すること。 (8) 国が行う海洋汚染の防除に関すること。 (9) 港湾に係る海岸の整備、利用、保全、その他の管理に関すること。 (10) 土砂災害緊急情報の発表等に関すること。

国土地理院 北陸地方測量部	(1) 防災に関する情報の収集、地理空間情報提供に関すること。 (2) 災害時における被害情報の収集・把握に役立つ地理空間情報の提供、災害復旧・復興のための緊急測量の実施に関すること。 (3) 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言。
中部地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること (2) 災害時における廃棄物に関すること

(4) 指定公共機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
日本銀行富山事務所	(1) 通貨の円滑な供給確保に関すること。 (2) 災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関すること。
西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社	(1) 鉄道輸送の安全確保に関すること。 (2) 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること。
中日本高速道路株式会社 金沢支社	(1) 北陸自動車道及び東海北陸自動車道の維持、管理、修繕、改良及び防災対策並びに災害復旧に関すること。
日本郵便株式会社 北陸支社	(1) 災害時における郵便業務の確保に関すること。 (2) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策の実施に関すること。
西日本電信電話株式会社	(1) 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 (2) 災害時における緊急通話の確保に関すること。
株式会社NTT トコモ北陸支社	
KDDI株式会社	
ソフトバンク 株式会社	
楽天モバイル株式会社	
日本赤十字社 富山県支部	(1) 災害時における医療救護に関すること。 (2) 災害時の血液製剤の供給に関すること。 (3) 義援金に関すること。 (4) その他、奉仕団が行う炊出しや避難所奉仕等の協力等、災害救護に必要な業務に関すること。
日本放送協会 富山放送局	(1) 市民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること。 (2) 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること。 (3) 社会事業団等による義援金品の募集の周知に関すること。

独立行政法人 国立病院機構	(1) 災害時における緊急時医療班派遣に関すること (2) 所管の県内施設及び近県施設による罹災疾病者の受入れ、治療に関すること。 (3) 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所をして緊急時医療班の活動支援にあたらせる。
北陸電力株式会社	(1) 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 (2) 災害時における電力供給の確保に関すること。
北陸電力送配電株式会社	(1) 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 (2) 災害時における電力供給の確保に関すること。
日本通運株式会社 富山支店	(1) 災害時における緊急輸送の確保に関すること。
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	(1) 原子力災害医療、緊急時モニタリングの要員派遣及び防災資機材の提供に関すること。
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	(1) 専門家の派遣、緊急時モニタリングの要員派遣及び防災資機材の提供に関すること。

(5) 自衛隊

機関等の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第14普通科連隊 陸上自衛隊第382施設中隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第6航空団	(1) 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること。 (2) 災害時における応急復旧対策に関すること。

(6) 指定地方公共機関、その他の公共団体及び防災上重要な施設の管理者

機関等の名称	事務又は業務の大綱
鉄軌道・バス事業会社 〔富山地方鉄道(株)、あいの風とやま鉄道(株)〕	(1) 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること。 (2) 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること。 (3) 災害時における被災地との交通の確保に関すること。
ガス供給事業会社等 〔日本海ガス(株) (社)日本コミュニティガス協会北陸支部 (社)富山県エルピーガス協会〕	(1) 災害時におけるガスの安定供給の確保に関すること。 (2) ガス施設の防護管理及び災害時の応急措置並びに復旧に関すること。 (3) 市民に対する災害時のガス事故防止に係る緊急措置等の周知徹底に関すること。
報道機関 〔北日本放送(株) 富山テレビ放送(株) (株)チューリップテレビ〕	(1) 市民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること。 (2) 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること。

(株)ケーブルテレビ富山 上婦負ケーブルテレビ(株) (株)北日本新聞社 (株)北國新聞社富山本社 富山エフエム放送(株) 富山シティエフエム(株) (一社)富山県ケーブルテレビ協議会	
自動車運送事業会社 〔(社)富山県トラック協会〕	(1) 災害時における生活必需物資、産業用資材の緊急輸送の確保に関すること。 (2) 災害時における輸送用、作業用車両及び荷役機械の確保と緊急出動に関すること。
(社)富山市医師会 (社)富山市歯科医師会	(1) 災害時における医療救護活動に関すること。
富山市社会福祉協議会	(1) 災害救助金品の募集、被災者の救援その他市が実施する応急対策についての協力に関すること。 (2) ボランティアとの連携に関すること。
土 地 改 良 区	(1) 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。
農業協同組合、漁業 協同組合等農林漁業 関係団体	(1) 市が行う農林漁業関係の被害調査及び応急対策に対する協力に関すること。 (2) 農作物、林産物等の被害応急対策についての指導に関すること。 (3) 被災農家に対する融資又はそのあっせんに関すること。 (4) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 (5) 飼料、肥料等の確保対策に関すること。 (6) 林野火災の予防に関すること。
商 工 会 議 所 商工会等商工業関係団体	(1) 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、融資あっせん等の協力に関すること。 (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること。 (3) 救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保についての協力及びこれらのあっせんに関すること。
病院等医療施設の管理者	(1) 避難場所の確保と避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における負傷者の医療救護、助産及び収容患者に対する医療の確保に関すること。
社会福祉施設の管理者	(1) 避難場所の確保と避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における入所者の安全の確保に関すること。 (3) 災害時における緊急入所者の受入れに関すること。

第4節 計画の前提条件と災害記録

本節では、市の位置、地勢・気象概況等の自然的特性及び人口・産業・交通等の社会的条件及び災害記録を示す。

1 位置・面積

本市は、富山県の中央部に位置し、東は常願寺川を境に中新川郡、東南は立山連峰を経て長野県に接するとともに、南は飛騨山脈を越えて岐阜県に接し、西は射水市、砺波市等に接し、北は日本海の富山湾に面している。

市域は、東西60km、南北43kmで、面積は1,241.74km²と富山県の約3割を占める。

また、総面積の69.2%を森林が占めており、森林面積の32.8%は国有林（中部山岳国立公園等）となっている。

2 自然的要因

(1) 地 勢

本市の東南部には、急峻な山岳があり、西部には呉羽丘陵が横たわっており、常願寺川、神通川等が中山間地域を通り、北に向かって扇状に沖積平野を展開し、富山湾へ注いでいる。

このように、本市は、主要な河川の上流から下流までが一体となった地帯である。

また、富山平野を構成する沖積層は、常願寺川、神通川より堆積された砂礫層からなり、これらの河川の地下水涵養とあいまって豊富な帯水層を形成している。

しかし、地震動による液状化が発生しやすい。

(2) 気象概況

ア 春

冬から夏の転換期で、初めは天気変化が激しいが次第に春めいてくる。

発達した低気圧が日本海を通ることが多く、通過時には強風が吹き荒れる。また、フェーン現象によって気温の著しい上昇、空気の乾燥、雪解け出水、雪崩等が発生しやすい。

イ 夏

梅雨の前半は梅雨前線が太平洋側にあることが多いため、比較的穏やかな天気が続く。

しかし、後半は梅雨前線が日本海側まで北上して、大雨に見舞われることが多くなる。梅雨明け後は太平洋高気圧に覆われて安定した暑い日が続くが、熱雷や前線によって、短時間の強雨や落雷等が発生しやすい。

ウ 秋

移動性の高気圧に覆われて澄みきった秋晴れの日が現れるようになるが、秋雨前線や台風の影響を受けて、曇りや雨のぐずついた天気が続くこともある。

晩秋には、大陸から寒気が流れ込むようになり、山岳方面で降雪が始まり、平地では肌

寒いしぐれ模様の天気となる。

エ 冬

西高東低の冬型の気圧配置に支配され、曇りや雪の日が多くなる。

日本海の上空に強い寒気が流れ込むと、雪の降る日が続き、時々大雪に見舞われる。海上は波の高い日が多く、特に北海道の東海上で低気圧が非常に発達したときには、「寄り回り波」と呼ばれる、富山湾特有の高波が押し寄せることがある。

単位	平均気温 ℃	最高気温 ℃	最低気温 ℃	平均風速 m/ s	日照時間 時間	降水量 mm	降雪の深さ合計 cm	積雪の深さ最大 cm
統計期間 資料年数	1991～2020 30	1991～2020 30	1991～2020 30	1991～2020 30	1991～2020 30	1991～2020 30	1991～2020 30	1991～2020 30
1 月	3. 0	6. 3	0. 2	2. 9	68. 1	259. 0	104	40
2 月	3. 4	7. 4	0. 1	2. 9	89. 7	171. 7	84	39
3 月	6. 9	11. 8	2. 6	3. 2	135. 9	164. 6	17	10
4 月	12. 3	17. 6	7. 4	3. 3	173. 6	134. 5	1	0
5 月	17. 5	22. 7	12. 9	3. 1	199. 9	122. 8	---	---
6 月	21. 4	25. 7	17. 7	2. 6	154	172. 6	---	---
7 月	25. 5	29. 8	22. 1	2. 7	153. 3	245. 6	---	---
8 月	26. 9	31. 4	23. 2	2. 7	201. 4	207. 0	---	---
9 月	22. 8	27. 0	19. 1	2. 7	144. 2	218. 1	---	---
10月	17. 0	21. 6	13. 1	2. 7	143. 1	171. 9	---	---
11月	11. 2	15. 7	7. 3	2. 9	105. 1	224. 8	0	0
12月	5. 7	9. 5	2. 5	2. 9	70. 7	281. 6	49	23
全年	14. 5	18. 9	10. 7	2. 9	1, 647. 2	2374. 2	253	51

(出典：気象庁ホームページ)

3 社会的要因

災害は、気象、地形、地盤等の自然条件に起因するものに加えて、人口密集や都市化等の社会的条件によっても被害が拡大するおそれがある。

とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることが肝要である。

(1) 人口・世帯

平成27年国勢調査によると、本市における総人口は413, 938人で、県人口の40. 0%を占めている。また、世帯数では、171, 917世帯となっており、県世帯数の42. 6%を占めている。

しかし、少子・高齢化、核家族化が着実に進行している現状である。

また、人口減少と高齢化が著しい山間の過疎地域を有する一方、中心市街地においては人口の空洞化現象が起こっており、災害時における初動体制及び避難体制等防災対策に影響が大きいと予想される。

(2) 都市構造の変化

市街地の拡大に伴って、建物の高層化、密集化が進行する一方、旧市街地の一部では老朽化が進んでおり、こうした状況は、災害時における被災人口の増大、火災の多発、延焼地域の拡大等、被害拡大の社会的要因となっている。

(3) 工業化の進展

高度経済成長の時代を中心に工業化が進展したが、本市周辺を含む主要工業地帯である臨海工業地帯は、高潮、波浪等の被害の危険性がある。

(4) 交通機関の発達

大量輸送機関である鉄道の発展、北陸自動車道や富山空港といった高速交通網の整備により利便性が增大したが、自然災害や事故災害による多数の被害者等の発生の危険性をはらんでいる。また、多数の自動車によって引き起こされる交通混乱によって被害が拡大されることが懸念される。

(5) 生活環境の変化

ライフライン、コンピューター、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大が見られるが、これらの災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらす。このため、これらの施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

(6) コミュニティ活動の停滞

本市においても、都市化の進展、通勤者の増大等により、特に市街地においては地域の連帯感が希薄化し、自治会活動をはじめとした地域コミュニティ活動の停滞が指摘されているところである。地域において、被害を少しでも軽減するには、「みんなのまちはみんなで守る」という地域における事業所や市民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等により、地域における防災行動力の向上が必要である。

(7) 要配慮者の増加

高齢者、障害者、外国人等の要配慮者が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。

(8) 男女共同参画の視点を取り入れた防災

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。また、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組むものとする。

(9) 感染症対策の観点を取り入れた防災

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

4 災害記録

市域並びに市民の生命、身体及び財産に被害を及ぼした主な災害は資料1－1に示すとおりである。

第 5 節 災害の危険性

市民の生命・財産を守るため災害に強いまちづくりを積極的に推進していかなければならない。そのためには、まず災害の危険性を把握する必要がある。

1 地震災害の危険性

(1) 活断層

断層とは、ある面を境として両側にずれのみられる地質現象をいい、その中で、地質時代という第四紀（約200万年前から現在までの間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層という。活断層は、地震の発生源となりうる断層であることから、将来の活動の可能性の推定に役立てるため活動履歴調査等が実施されている。

全国の主要な活断層については、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査研究推進本部」）において、活動間隔や次の地震の発生可能性等（場所、規模、発生確率）を評価し、随時公表している。

現在公表されている県内の主な活断層については、次のとおりである。

ア 跡津川断層帯

跡津川断層帯は、富山県中新川郡立山町から旧大山町、岐阜県飛騨市を経て大野郡白川村に至る断層帯である。全体の長さは約69kmで、ほぼ東北東－西南西方向に延びる。本断層帯は、右横ずれを主体とする断層帯で、北西側隆起成分を伴う。平均的な右横ずれの速度は約2～3m／千年、最新の活動は1858年（安政5年）の飛越地震であったと推定される。その際には、約4.5～8mの右横ずれが生じた可能性がある。また、平均活動間隔は約2,300年～2,700年と推定される。

イ 牛首断層帯

牛首断層帯は、富山県旧大山町から、旧大沢野町、旧細入村、岐阜県飛騨市、富山県南砺市を経て、岐阜県大野郡白川村に至る断層帯である。長さは約54kmで、ほぼ北東－南西方向に延びており、右横ずれを主体とする断層帯である。最新活動時期は11世紀以後、12世紀以前、平均活動間隔は約5,000年～7,100年と推定される。

ウ 呉羽山断層帯

呉羽山断層帯は、地震調査研究推進本部の長期評価では、北東端が海域まで延びる可能性があることから、長さ約22km以上とされているが、平成23年5月に発表された「呉羽山断層帯（海域部）成果報告書（富山大学、地域地盤環境研究所）」では、海域で実施した音波探査の結果、海域部分の全長12.7km、総延長約35kmとされた。本断層帯は、断層の北西側が南東側に対し相対的に隆起する逆断層である。平均的な上下方向のずれの速度は0.4～0.6m／千年程度、最新の活動は約3,500年前以後、7世紀以前であった可能性がある。また、既往の研究成果による直接的なデータではないが、経験則から求めた1回のず

れの量と平均的な上下方向のずれの速度に基づく、平均活動間隔は3,000～5,000年程度であった可能性がある。

エ 砺波平野断層帯西部

砺波平野断層帯西部は、長さ約26kmで、概ね北東－南西方向に延びる。本断層帯は、断層の北西側が南東側に対し相対的に隆起する逆断層で、石動断層と法林寺断層から構成される。本断層帯のうち法林寺断層における平均的な上下方向のずれの速度は0.3～0.4m／千年程度以上、最新の活動は約6,900年前以後、1世紀以前、平均活動間隔は約6,000～12,000年もしくはこれらよりも短い間隔であったと推定される。石動断層については、過去の活動に関する資料は得られていない。

オ 砺波平野断層帯東部

砺波平野断層帯東部は、長さ約21kmで、北北東－南南西方向に延び、高清水断層からなる。本断層帯は、断層の南東側が北西側に対し相対的に隆起する逆断層である。平均的な上下方向のずれの速度は0.3～0.4m／千年程度、最新の活動は約4,300年前以後、約3,600年前以前、平均活動間隔は3,000～7,000年程度であったと推定される。

カ 魚津断層帯

魚津断層帯は、富山県下新川郡朝日町から同郡入善町、黒部市、魚津市、滑川市を経て、中新川郡上市町に至る断層帯である。全体の長さは約32kmで、概ね北北東－南南西方向に延びる。本断層帯は断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する逆断層からなり、北東端付近では右横ずれを伴う。平均的な上下方向のずれの速度は、約0.3m／千年以上の可能性があり、また、野外調査から直接得られたデータではないが、経験則から求めた1回のずれの量と平均的なずれの速度に基づく、平均活動間隔は8千年程度以下の可能性がある。

キ 庄川断層帯

庄川断層帯は、石川県金沢市東部から、富山県旧福光町、旧上平村、岐阜県大野郡白川村、旧荘川村を経て、郡上市北部に至る断層帯で、加須良断層、白川断層、三尾河断層及び森茂断層から構成される。全体の長さは約67kmで、ほぼ北北西－南南東に延びる。本断層帯は左横ずれを主体とし、加須良断層では東側隆起成分、白川断層と三尾河断層では西側隆起成分を伴う。最新活動時期は11世紀以後、16世紀以前と推定され、平均活動間隔は約3,600～6,900年の可能性がある。

(2) 富山県に関わる活断層の地震評価（地震調査研究推進本部）

地震調査研究推進本部は、全国の主要な110の内陸型の活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性等を評価している。

富山県に関わる活断層の地震評価として、平成14年12月（平成20年5月一部改訂）に砺波平野断層帯・呉羽山断層帯、平成16年9月に跡津川断層帯・庄川断層帯、平成17年3月に牛首断層帯、平成19年5月に魚津断層帯の長期評価結果が公表されている。

地震発生確率では、砺波平野断層帯東部及び呉羽山断層帯は「Sランク（高いグループ）」、砺波平野断層帯西部及び魚津断層帯は「Aランク（やや高いグループ）」に属する。

(下記表では、30年以内の地震発生確率が3%以上は「Sランク」、0.1%以上～3%未満を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」と表記している。)

長期地震評価の内容（地震調査研究推進本部）

活断層名	地震規模	主な活断層における相対的評価	地震発生確率(30年内)	平均活動間隔	最新活動時期
砺波平野断層帯西部(石動、法林寺断層)	M7.2	A	ほぼ0%～2%もしくはそれ以上	約6000年～12000年もしくはそれ以下	約6900年前～1世紀
砺波平野断層帯東部(高清水断層)	M7.0	S	0.04%～6%	3000年～7000年程度	約4300年前～3600年前
呉羽山断層帯	M7.2	S	ほぼ0%～5%	3000年～5000年程度	約3500年前～7世紀
跡津川断層帯	M7.9	Z	ほぼ0%	約2300年～2700年	1858年飛越地震
庄川断層帯	M7.9	Z	ほぼ0%	約3600年～6900年	11～16世紀
牛首断層帯	M7.7	Z	ほぼ0%	約5000年～7100年	11～12世紀
魚津断層帯	M7.3	A	0.4%以上	8000年程度以下	不明

その他富山県に影響を及ぼす活断層

活断層名	地震規模	主な活断層における相対的評価	地震発生確率(30年内)	平均活動間隔	最新活動時期
森本・富樫断層帯	M7.2	S	ほぼ0%～6%	約2000年	約2000年前～200年前
邑知潟断層帯	M7.6	A	2%	約1200年～1900年程度	約3200年前～9世紀

(参考) 1995年兵庫県南部地震発生直前における確率

活断層名	地震規模	地震発生確率(30年内)	平均活動間隔	最新活動時期
六甲・淡路島断層帯主部 淡路島西岸区間 「野島断層を含む区間」	M7.3	0.02%～8%	約1700年～3500年	

(参考) 2011年東北地方太平洋沖地震発生直前における確率

活断層名	地震規模	地震発生確率(30年内)	平均活動間隔	最新活動時期
東北地方太平洋沖地震	M9.0	10%～20%	約600年程度	約500年前～600年前

(3) 地震動

ア 市北部（低地～台地）

市北部の地質をみると、東は魚津市にある中島台地、滑川市の東福寺野台地、大崎野台地、上市町の広野・片地台地、南東から南にかけては常願寺川扇状地、西は呉羽丘陵や射水丘陵等に第四紀更新世の地層が分布し、その中に完新世の地層でできた富山平野がある。この沖積層の下位には北に傾いた洪積層が分布し、さながら洪積層でできた北に開いた船底型の地形に沖積層が堆積したような形状を示している。

このため、地震動が増幅される傾向にあり、中でも一般国道8号以北等で泥質（軟弱）層が厚く地震動による危険性が高くなっている。特に、呉羽山断層帯等富山平野の地下に伏在する活断層は、それ自体が動かない場合でも、構造的に遠地震の地震動を増幅させる可能性がある。

イ 市中部（台地）

地質別面積は、第四紀沖積層が最も大きく、次いで第三紀層が主な割合を占めている。

第四紀層は洪積世の呉羽山礫層、勅使塚、礫層、段丘積層、沖積層に分かれる。

第三系の海成堆積物と異なり、陸成の河川の堆積物である。

第三紀層は、音川累層の三田砂岩層、青井谷泥岩層、平林砂岩層と黒瀬谷累層の道島泥岩層に分かれ、第四系の陸成の河川による堆積物と異なり、海成堆積物である。

さらに、火山岩類も広く分布しており、いずれにしても、地震動の影響は受けやすいと考えられる。

ウ 市南部（山地・丘陵地）

市南部は、非常に古い地質時代の飛騨変成岩石・深成岩類（片麻岩や花崗岩などの非常に硬質の岩石からなる。）が分布し、これらを基盤として新第三紀以降の地層がおおっている。

新第三紀の地層と基盤の飛騨変成岩石・深成岩類の関係は不整合若しくは断層関係で示されている。

また、新第三紀の地層は、当時の火山活動の産物である火山岩・火破岩類（安山岩の溶岩・火山灰が固結した凝固岩・火山灰に溶岩の礫が混ざる凝灰角礫岩などからなる。）と、堆積岩類（砂礫層総が固まった砂礫・砂層が固まった砂岩・粘土と泥が固まった泥岩などからなる。）からなっており、おおむね10～30°の傾斜角で北に向かってほぼ一様に傾斜していると推定される。したがって、南にゆくほど古い時代の地層が分布露頭していることになる。

さらに、市南部には、跡津川断層帯・牛首断層帯等の活断層があり、ひとたび地震が発生すれば、大きな被害が予想される。

(4) 液状化

富山市北部は、砂礫や粘土等の軟弱層の上に都市が展開しており、しかも、神通川や常願寺川をはじめとし、中小河川が多く存在するため、多くのところで地層が地下水に飽和されているものと推定でき、地震による液状化・流動化が発生しやすい地域といえる。また、神

通川の旧河道沿いの地帯では、地震動による地盤災害の危険性が相対的に高い。

(5) 津 波

ア 四方地区

四方地区では四方漁港が海に対して開口部となっており、漁港周辺は地盤高が2 m前後とかなり低くなっている。漁港は基本的には砂浜を浚渫してつくられており、背後は低い砂丘となっていることから、津波は砂浜遡上型となることが予想される。地盤高が低いいため、比較的波高の小さい津波でも漁港周辺を中心に浸水、流失被害の出る危険性がある。

北陸電力富山火力発電所付近では一部護岸が切れているところがあり、そこから津波が浸入する危険性がある。護岸の背後は標高1～2 mの低地が広がっていることから、いったん浸水した地域は長時間にわたって湛水することが予想される。

このほか、低地が広がる海浜公園周辺や打出周辺の用水路・放水路の河口付近でも、浸水被害が発生することも想定される。

イ 岩瀬地区

この地区は神通川の河口部と富山港に面しており、地盤高が2～3 mの地域が広がっていることから、河川遡上型の津波が予想される。

神通川の本川に沿っては高さ5 m前後の堤防が整備されており、津波はこの堤防沿いを遡上するものと考えられる。

富山港に面した地区では岸壁から浸入した津波が付近に氾濫し、被害が出る可能性がある。岸壁周辺の倉庫等一部防波堤のかわりとなるような建物が見られるが、これらを除き津波の浸入を妨げるものはない。津波が主要地方道富山港線を越えた場合、付近の住宅は浸水・流失する危険性がある。波高が3 m程度の場合、さらに被害範囲は広がることが予想される。また、岩瀬運河に沿った地域では、運河に浸入した津波が周辺にあふれ出し、被害が出る可能性がある。

岩瀬浜に面した地区では、津波は砂浜遡上型となることが予想され、岩瀬漁港施設の浸水被害や、岩瀬浜海水浴場での人的被害、岩瀬古志町等での住宅浸水等が想定される。

ウ 日方江・浜黒崎地区

この地区の海岸線には高さ5 m前後の護岸や砂丘が見られるものの、これらが機能しない場合、浜黒崎キャンプ場をはじめとする沿岸部で浸水被害が発生することが想定される。特に、河川や用水路の河口付近で浸水深が大きくなることが予想され、住宅の浸水・流出被害等の発生も想定される。

エ 水橋地区

この地区は常願寺川と白岩川の河口にあたり、地盤高2～3 mの地域が広がっており、沿岸部での浸水被害と津波の河川遡上が予想される。

常願寺川に沿っては高さ5 m程度の堤防が整備されており、津波はこの堤防沿いを遡上するものと考えられる。

白岩川に沿っては水橋地区の市街地が見られるが、水橋漁港を中心に海に向かって開いており、河川の護岸・堤防も3 m程度と低いことから、津波が発生した際には水橋漁港周

辺や河川沿いの地域で浸水・流失の被害が生じる危険性がある。

富山湾に面した地区では、海岸保全施設が機能しない場合、浸水深が大きくなることが予想され、主要地方道富山魚津線などの沿道地域での住宅浸水・流出被害等の発生も想定される。

2 水害の危険性

(1) 河川氾濫

富山市には、常願寺川、神通川という二大河川が流れている。

常願寺川は、立山連峰を源とする、流路延長約56km、流域面積368km²の国内でも屈指の急流河川で、一部天井川となっている。過去、堤防の決壊等による被害が多発しており、なかでも、安政5年の大地震による立山カルデラの大崩壊（大鳶崩れ）以後の2度にわたる大洪水は、下流地域に甚大な被害をもたらした。

神通川は、岐阜県飛騨地方を源とし、流路延長約120km、流域面積2,720km²の県内最大の一級河川である。特徴として、上・中流部は急流で、流域の岐阜県飛騨地方の山岳地域は有数の多雨地帯であり、下流部で水害が生じやすい河川として知られている。

常願寺川や神通川は、おおむね150年（井田川、熊野川はおおむね100年）に1回程度起こる大雨にも耐えられるよう堤防、ダム等の治水施設の整備が進められている。しかし、整備の途上にある現在、そのような大雨に見舞われた場合、堤防からの溢水や破堤等が生じ、大きな被害を受けることが予想される（国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所「常願寺川・神通川浸水想定区域図」参照）。

一方、市内には多数の排水路や用水路、中小河川があり、河川や水路の狭窄部や合流部、暗渠部等では排水不良を原因とする氾濫や浸水災害が多くみられ、また集中豪雨による都市型の浸水被害が発生する可能性が高いといえる。

(2) 高 波

富山市では、海岸線及び大河川沿い等には高さ5m前後の護岸堤防が築かれているため、これを超える高波以外は浸水被害の可能性は低いと予想される。

(3) 高 潮

護岸堤防等により高潮による直接の被害の可能性は低いものの、低気圧等による潮位の上昇や降雨による河川水位上昇等の条件によっては、沿岸部河川沿いで内水による浸水被害が発生する可能性がある。

3 土砂災害の危険性

富山市は市域の約7割が森林となっており、近年の都市化の進展もあいまって、丘陵地等の開発により傾斜地やがけ下に近接した住家が多くなっている。また、豪雨や豪雪に見舞われやすい条件下にあることや、山地の地質等の状況によっては、土砂の崩壊が発生しやすいといえる。

土砂災害は、発生が事前に予測しにくいこと、発生した場合は一瞬にして多数の死傷者を伴うことなどが特徴であり、市内にはこうした土砂災害の危険性があると位置づけされている土砂災害警戒区域等が合計で1,328箇所、又地すべりや崩壊土砂流出、山腹崩壊の危険地区等は

全体で776地区にも上っている。

これらのことから、土砂災害が発生する可能性は高く、中でも富山地域を除く各地域では危険箇所等が数多く分布しており、特にその可能性が高い。

(令和6年4月1日現在)

種 別			富山	大沢野	大山	八尾	婦中	山田	細入	計
土 砂 災 害 警戒区域等	土 砂 災 害 特別警戒区域	土石流	2	21	69	82	14	9	14	211
		急傾斜 地の崩 壊	55	129	131	237	115	114	35	816
		地滑り	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	57	150	200	319	129	123	49	1,027
	土砂災害 警戒区域	土石流	6	26	97	138	23	15	21	326
		急傾斜 地の崩 壊	62	129	133	240	117	117	35	833
		地滑り	1	15	16	83	11	37	6	169
		小計	69	170	246	461	151	169	62	1,328
地すべり危険箇所（農地）		指定	0	0	0	3	0	5	0	8
		未指定	0	6	1	19	1	10	0	37
地すべり発生危険地区 （林野庁）		指定	0	0	3	21	0	5	0	29
		未指定	0	2	3	12	1	5	2	25
崩壊土砂流出危険地区（林野庁）			0	25	118	110	10	15	26	304
山腹崩壊危険地区（林野庁）			8	17	70	45	12	13	31	196
砂防指定地			1	17	44	76	8	18	15	177※
小 計			9	67	239	286	32	71	74	776

※2地域にまたがる箇所については1箇所としてカウント

4 豪雪・雪崩の危険性

本市は全国有数の豪雪地帯である富山県の中央部に位置し、大山、八尾、山田、細入の各地域は、豪雪地帯対策特別措置法に基づく特別豪雪地帯に指定されている。西高東低の冬型の気圧配置や強い寒気の南下等の条件によっては、大雪に見舞われる。雪質は湿り気が多いのが特徴である。

積雪・降雪により、道路をはじめとして各種の交通に支障を来すことや家屋等の損壊被害が発生するなど地域経済社会に与える影響も大きいものがある。

特に、山間部にあっては、雪崩の発生も危惧され、人家の被害や孤立集落が発生する可能性もある（資料3-7、3-8参照）。

5 事故災害等の危険性

本市は陸・海・空の交通の要衝地であり、潜在的にこれら交通に起因する事故災害の危険性を孕んでいるといえる。就業人口は富山県の約4割を占め、通勤に多くの自動車が利用される等、自動車に依存する部分は大きいものがあり、事故災害に繋がる可能性や、他の災害時にお

いて交通混乱を引き起こし被害が拡大されることが懸念される。

また、沿岸部には石油コンビナートが、内陸部には大きな化学工場等もあるが、住宅地に隣接していることから、火災等の事故が発生した場合、周辺地域まで巻き込んだ大きな被害が予想される。

さらに、本市は森林が 7 割を占めることから、潜在的に林野火災が発生する可能性があるといえる。

第6節 被害想定

1 地震・津波の設定と被害想定の基本的考え方

(1) 最大クラスの地震・津波の想定

地震・津波災害対策の検討に当たっては、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

地震・津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の長期評価、地震動及び津波の評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。

(2) 被害想定

被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際には、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

とりわけ、大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、市、国、県、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、国及び県と連携し、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努める。

また、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることに留意する。

2 地震被害想定

地震には、海溝型地震や陸域の浅い地震等、様々なタイプがあるが、過去の記録から、本市に影響を及ぼすおそれのある地震は、跡津川断層帯をはじめとする大規模な陸域の浅い内陸直下の地震が考えられている。

地震の被害想定は、富山県内でこのような直下型地震が起きた場合において、富山県の自然条件及び社会条件を反映させた上で、被害がどの程度予想されるかをマクロ的に把握し、今後の地震対策を推進するための基礎資料とするものである。

(1) 地震の想定

本計画による地震の想定については、富山県の行った地震調査研究事業の結果や地震調査研究推進本部等の公表資料を踏まえ、呉羽山断層帯、跡津川断層帯及び法林寺断層を震源とする地震が発生した場合を想定し、被害想定を行うものとする。

(2) 被害の想定

① 被害想定の項目

ア 呉羽山断層帯、跡津川断層帯、法林寺断層を震源とする直下型の地震が発生した際の、富山県全域の震度分布、液状化危険度を示す。

イ 県全域の物的、人的被害を予測する。

② 前提条件

ア 呉羽山断層帯地震

(ア) 被害想定に必要な各種データは、富山県人口移動調査（平成23年1月1日現在）の人口・世帯データや平成22年度固定資産税課税データ等を用いた。

(イ) 火災（出火、延焼）の予測は、風速 3 m/秒、風向きは南西とし、季節・時刻は中央防災会議による被害想定手法を参考に設定した。

(ウ) 被害想定は、基本的に県下を250㎡メッシュに分割して行う。また、メッシュ以外では、市町村単位を採用した。

イ 跡津川断層帯地震、法林寺断層地震

(ア) 被害想定に必要な各種データは、跡津川断層帯地震にあつては、平成2年国勢調査の人口・世帯データ及び平成5年の住宅統計調査報告を用い、法林寺断層地震にあつては、平成7年国勢調査の人口・世帯データや平成7年1月の家屋データを用いた。

(イ) 火災（出火、延焼）の予測は、春の朝6時、風速 2 m/秒、風向きは南西とした。

(ウ) 被害想定は、基本的に県下を約 1 km²メッシュに分割して行う。また、メッシュ以外では、市町村単位を採用した。

③ 予想震度分布

ア 呉羽山断層帯地震

震度分布は、図1のとおり断層近傍に位置する呉羽地域及び和合地域で震度7を示すほか、婦中地域及び市中心部を含む北陸自動車道以北の市街地で震度6（強）を示している。また、その周辺の八尾、大沢野、大山の各市街地も震度6（弱）を示すなど、広範囲で大きな震度が分布している。これら主に震度6（弱）以上の地域では、大規模な液状化も懸念される。

イ 跡津川断層帯地震

震度分布は図2のとおりである。

震源となる断層付近に位置する大山地域で震度7となる地域があるほか、震度6弱以上の地域がその外周部及び富山湾沿いの平野部（軟弱地盤）に分布している。その結果、市域のほとんどが震度6弱以上と予測される。しかも、富山市中心部の震度6弱以上の地域は柔らかい粘性土が堆積した地域であり、大規模な液状化が懸念される。

ウ 法林寺断層地震

震度分布は、図3のとおりである。富山湾沿いの平野部（軟弱地盤）にも大きな震度

が示されている。
市全域の震度分布は震度4～震度5（弱）以上を示している。

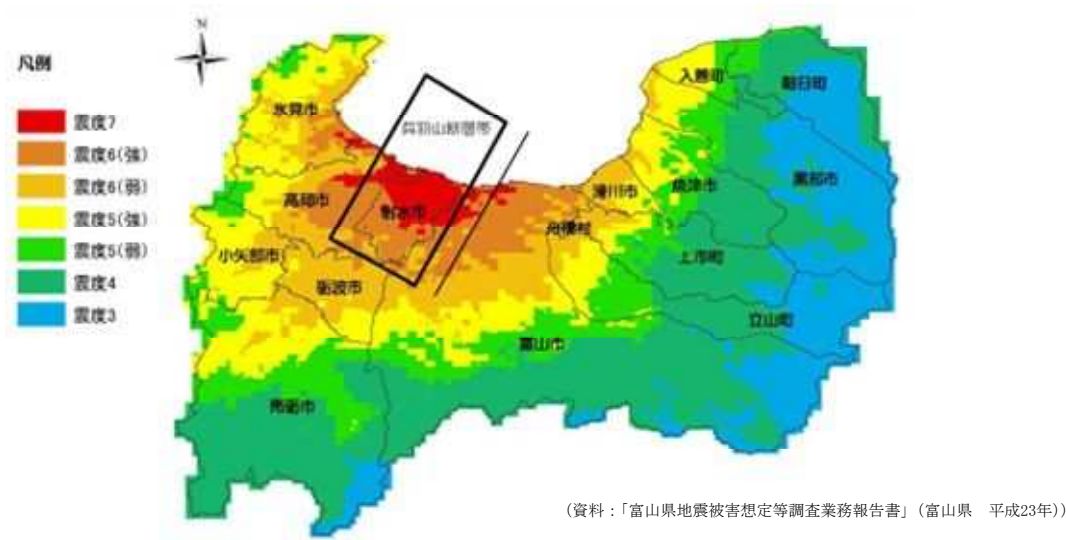


図 1 呉羽山断層帯地震予測震度分布

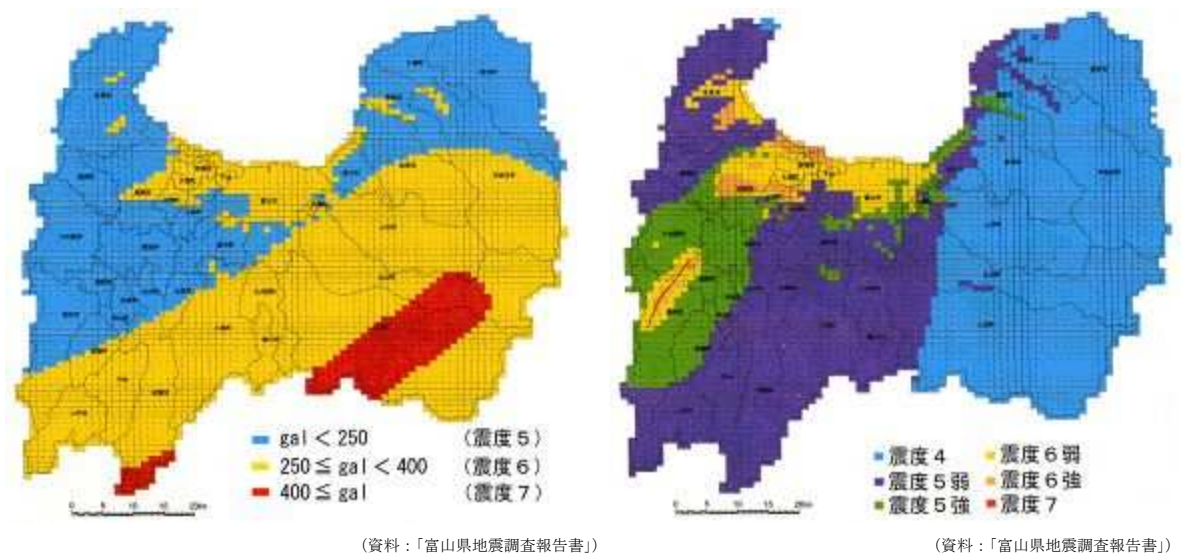


図 2 跡津川断層帯地震予測震度分布

図 3 法林寺断層地震予測震度分布

④ 地盤の液状化

地盤の液状化については、図4～6（「液状化判定結果図」）のとおりである。

いずれの想定地震においても、海岸付近では液状化の可能性が極めて高いと予想されており、富山市は液状化のおそれのある地域面積を多く抱えていることとなる。

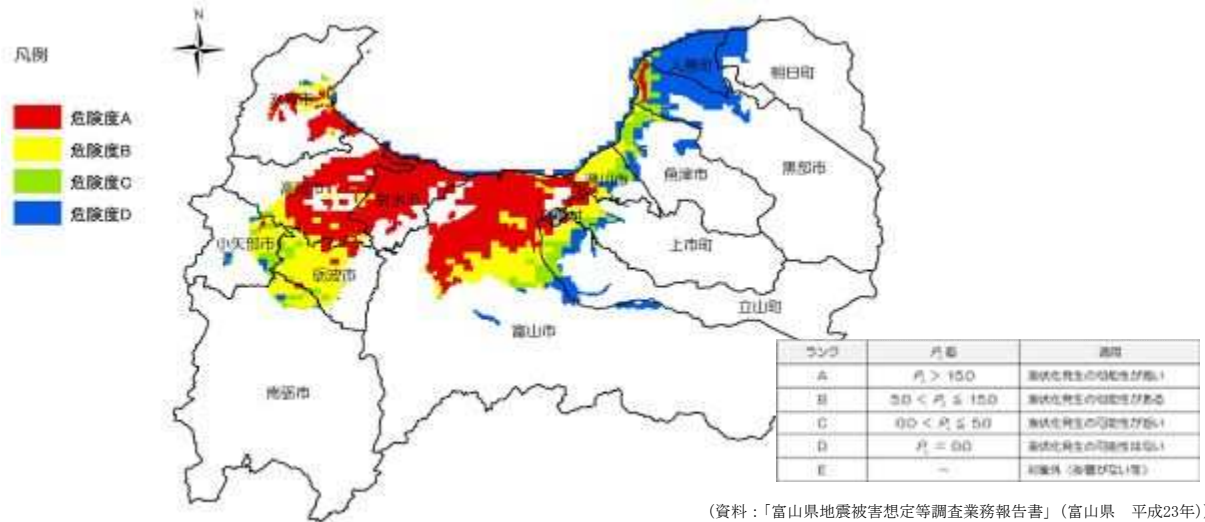
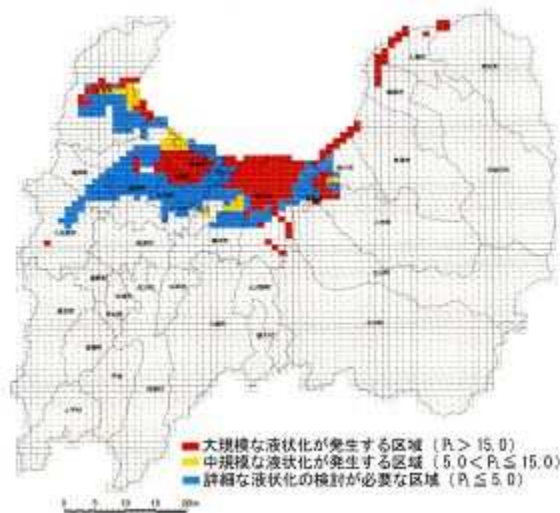
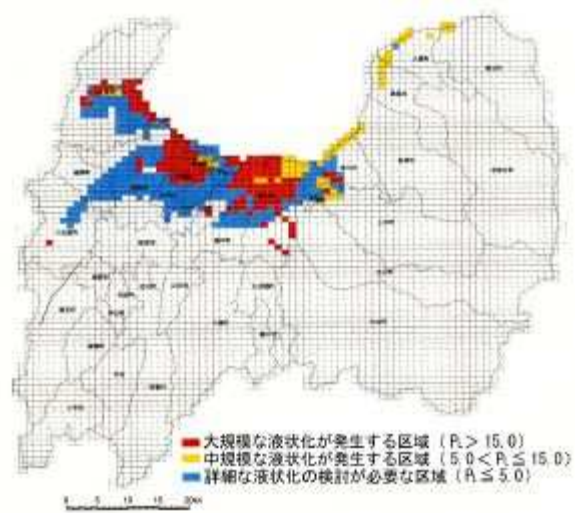


図4 呉羽山断層帯地震液状化判定結果図



（資料：「富山県地震調査報告書」）

図5 跡津川断層帯地震液状化判定結果図



（資料：「富山県地震調査報告書」）

図6 法林寺断層帯地震液状化判定結果図

⑤ 被害の概要

ここでは、「呉羽山断層帯地震」についてまとめた。

被害の想定は次のとおりであるが、これは一定の条件（震度、季節、時間など）を設定し、過去の地震災害の経験値をもとに推計していることから、震度や気象条件が異なれば当然異なった予測値となるので、その前提のもとに取り扱う必要がある。

呉羽山断層帯地震による被害想定

項 目				被 害 予 測 数		
物的被害	建物被害	建物分類		住 宅	非住宅	合 計
		現況（棟）		180,753	65,043	245,796
		地盤の揺れ	全 壊（棟）	23,438	5,309	28,747
			半 壊（棟）	64,214	22,644	86,858
			被害率（％）	30.7	25.6	29.4
		地盤の液状化	全 壊（棟）	2,288	0	2,288
			半 壊（棟）	4,216	333	4,549
			被害率（％）	2.4	0.26	1.9
		急傾斜地崩壊	全 壊（棟）	38	0	38
			半 壊（棟）	137	0	137
			被害率（％）	0.06	0.00	0.04
		合 計	全 壊（棟）	25,764	5,309	31,073
			半 壊（棟）	68,567	22,977	91,544
			被害率（％）	33.22	25.83	31.26
		火災・延焼	出 火（棟）	5	5	10
			延 焼（棟）	－	－	－
			合 計（棟）	5	5	10
	建物屋外付帯物の落下（棟）		8,254	1,788	10,042	
	ブロック塀等倒壊	現 況（件）	58,615			
		倒 壊（件）	11,401			
	自動販売機の転倒	現 況（件）	32,018			
		転 倒（件）	1,448			
人的被害	死傷者	現況人口（人）		420,307		
		被害項目		死者数	負傷者数	合 計
		建物の倒壊（人）		1,444	8,281	9,725
		急傾斜地崩壊（人）		2	3	5
		火災・延焼（人）		1	6	7
		各種の塀倒壊（人）		4	91	95
		自動販売機の転倒（人）		0	1	1
		建物屋外付帯物の落下（人）		0	7	7
		合 計（人）		1,451	8,389	9,840

（資料：「富山県地震被害想定等調査業務報告書」（富山県 平成23年））

なお、過去にも大きな被害をもたらし、市の広範囲に影響を与えると予測されている「跡津川断層地震」については、死者235名、負傷者6,559名、全壊住宅戸数5,791戸、半壊住宅戸数14,086戸等の被害が予測されている。

3 津波被害想定

津波災害対策の検討に当たっては、最大クラスの津波を想定することが重要である。今後、本市で起こり得る大規模な津波を予測し、被害を想定することは、本計画に基づく津波災害対策を推進するうえで前提となるものである。

また、津波による被害を想定することは、予防、応急、復旧対策の前提条件が明らかとなり、防災関係機関が津波災害対策を推進するうえにおいて役立つばかりでなく、防災関係機関や市民の津波に対する意識高揚にも大きな効果が期待できる。

こうしたことから、本市における過去の津波を把握するとともに、津波被害の想定に基づく津波災害対策を推進する必要がある。

(1) 津波の想定

国の防災基本計画においては、津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定（主に太平洋側の海溝型地震を想定）することを基本としている。

① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

(2) 津波シミュレーション調査

1 調査で想定した津波（最大クラスの津波）

国では、太平洋側の海溝型地震を前提とした 2 つのレベルの津波を想定。

① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2）

② ①より発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波（L1）

富山県では、海溝型地震ではなく、活断層で発生する地震による津波が想定されており、上記①については、文献調査において、600～1,000 年に一度と推定される東日本大震災のような海溝型の甚大な被害をもたらす津波は確認されていない。

また、上記②の「比較的発生頻度の高い津波」についても、文献調査において被害をもたらすような津波は確認されていない。

しかしながら、県では、住民の安全・安心の確保のため、想定外ということがないようあらゆる可能性を考慮して、念のため、平成 23 年度に富山県に影響を及ぼすおそれのあ

る津波についてシミュレーション調査を実施した。

その後、津波防災地域づくりに関する法律等に基づき平成 26 年 8 月に国土交通省等の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」から、また、平成 27 年 10 月には東京大学地震研究所の「日本海地震・津波調査プロジェクト」から、日本海域における新たな断層モデル等が公表された。

県では、新たな科学的知見の公表を受け、県防災会議地震対策部会で津波シミュレーション調査について審議を行い、その結果、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定に必要な調査の対象とする断層は、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した糸魚川沖（F41）及び富山湾西側（F45）の断層並びに平成 24 年 3 月に富山県が公表した「富山県津波シミュレーション調査」の対象断層のうち、呉羽山断層帯とした。

対象断層の位置

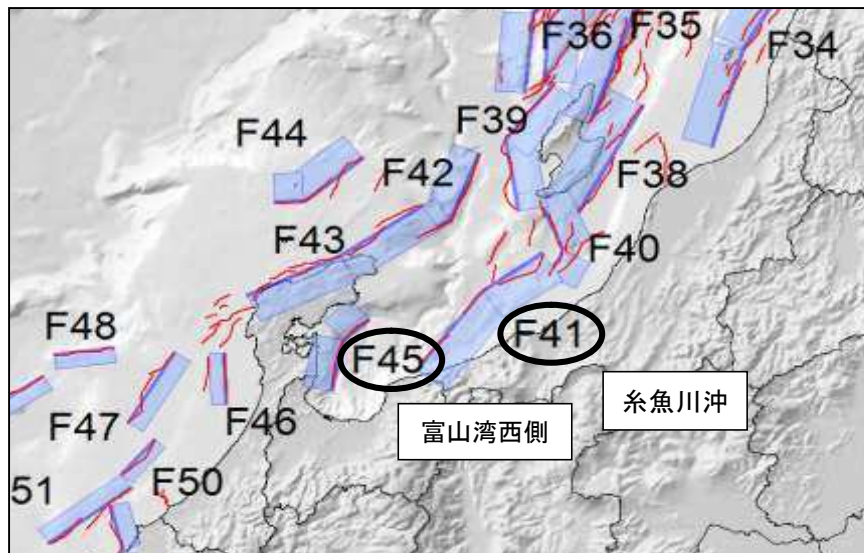


図 1：日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書
(平成 26 年 8 月公表) 断層位置図 (抜粋) (国土交通省)



図 2：富山県津波シミュレーション調査（平成 24 年 3 月公表）
対象断層位置図（富山県）

また、東京大学地震研究所が公表した「日本海地震・津波調査プロジェクト」の研究成果については、今後、さらに国の地震調査研究推進本部において、地震の規模や発生確率等の長期評価が検討されるが、防災上の観点から、長期評価の公表を待つことなく、参考として、①富山湾西側の断層（TB 1、TB 2 の連動）②能登半島南東沖の断層（TB 3）③魚津沖の断層（TB 4）④糸魚川沖の断層（TB 5）⑤糸魚川沖の断層（TB 6）⑥糸魚川沖の断層（JO 1、JO 2 の連動）について、調査を行う。

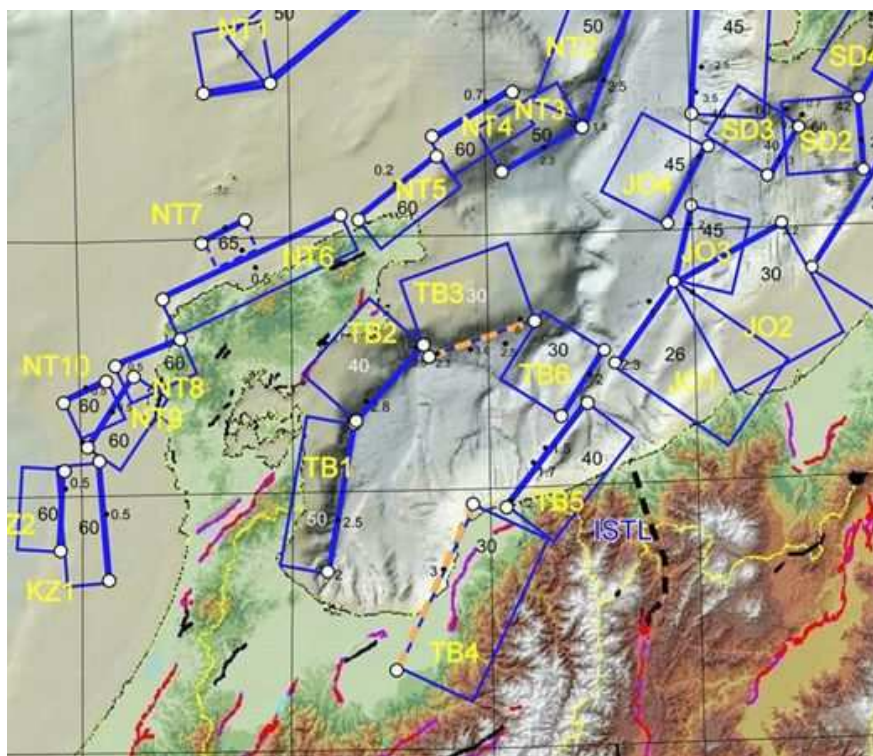


図 3：日本海地震・津波調査プロジェクト成果報告書
（平成 27 年 10 月公表）断層位置図（抜粋）
（文部科学省）

【参考】過去に富山県に來襲した津波

発生年	地震の名称	地震規模	富山県での記録(被害報告なし)
1833 年	山形県沖	M7.8	氷見 2m
1964 年	新潟	M7.5	伏木 60cm、魚津 56cm、富山 48cm、富山新港 44cm
1983 年	日本海中部	M7.7	滑川 43cm、富山 20cm、高岡 19cm、新湊 17cm
1993 年	北海道南西沖	M7.8	富山新港 11cm、伏木港 11 cm、富山 10cm

※出典：東北大学災害科学国際研究所等「津波痕跡データベース」(痕跡高)

2 調査内容

- (1) 富山県沿岸域で想定される最大クラスの津波による浸水想定面積、市町ごとの最高津波水位、最高津波到達時間、海面変動影響開始時間の予測
- (2) 津波による人的被害、建物被害の予測

3 対象断層

対象断層	想定 地震規模	地震により隆起する地盤	
		想定平均すべり量	想定長さ、幅
糸魚川沖(F 4 1) ※3つの断層の連動を想定	M7.6	4.66m (最大クラス推定式)	長さ 86 km 幅 23 km
富山湾西側(F 4 5) ※2つの断層の連動を想定	M7.2	2.77m (最大クラス推定式)	長さ 43 km 幅 18 km
呉羽山断層帯	M7.4	2.90m (実測値)	長さ 35 km 幅 22 km

(参考として調査した「日本海地震・津波調査プロジェクト」の断層)

T B 1、2 の連動 ※T B 1 & 2 (連動)	M7.3	3.03m (最大クラス推定式)	長さ 54 km 幅 17 km
T B 3	M7.0	2.40m (最大クラス推定式)	長さ 24 km 幅 23 km
T B 4	M7.3	3.05m (最大クラス推定式)	長さ 40 km 幅 24 km
T B 5	M7.1	2.47m (最大クラス推定式)	長さ 29 km 幅 21 km
T B 6	M6.8	1.98m (最大クラス推定式)	長さ 17 km 幅 18 km
J O 1、2 の連動 ※J O 1 & 2 (連動)	M7.5	4.16m (最大クラス推定式)	長さ 48 km 幅 34 km

(資料：「富山県津波シミュレーション調査の結果の概要について」(富山県))

4 調査結果の概要

富山県沿岸域で想定される最大クラスの津波について、県がシミュレーション調査を行った結果、本県における津波の主な特徴は、次のとおりである。

ア 浸水深5mを超える区域は、沿岸から概ね10m以内

で、沿岸のごく一部の地域に限られる。

※「3m以上5m未満」→沿岸から概ね20m以内（一部の地域で最大200m）

「1m以上3m未満」→沿岸から概ね200～300m以内（一部の地域で最大400m）

イ 津波水位は、入善町の10.2mが最高（対象断層F45）。

ウ 最高水位は第1波又は第2波で、その後、急激に減衰する（継続時間が短い）。

エ 海面が変動を開始する時間が全般的に早い。また、最高津波の到達時間が早い地域もある。

（例：富山湾西側(F45)の場合 → 入善町10.2mが7分後
呉羽山断層帯の場合 → 滑川市6.8mが3分後、
糸魚川沖(F41)の場合 → 高岡市3.3mが16分後、に到達

（1）浸水想定面積の予測

ア 法律に基づく津波浸水想定の対象断層による津波

（単位：km²）

断層	糸魚川沖 (F41)	富山湾西側 (F45)	呉羽山断層帯	最大浸水面積 (重ね合せ)
浸水面積	2.0	1.4	1.6	2.5

（資料：「富山県津波シミュレーション調査の結果の概要について」（富山県））

イ 参考として調査した断層（日本海地震・津波調査プロジェクト）による津波

（単位：km²）

断層	TB1&2 (連動)	TB3	TB4	TB5	TB6	JO1&2 (連動)	最大浸水面積 (全断層重ね合せ)
浸水面積	2.7	0.3	1.3	0.6	0.1	0.6	3.1

（資料：「富山県津波シミュレーション調査の結果の概要について」（富山県））

※浸水面積は、河川等部分を含めた陸域部の浸水深1cm以上の浸水範囲の合計値。

※最大浸水域は、すべての断層を重ねあわせた最大の浸水範囲の面積。

※数値は四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

【参考】浸水深「5m以上10m未満」「3m以上5m未満」「1m以上3m未満」の区域
※法律に基づく津波浸水想定

浸水深	海岸からの距離	浸水域面積	市町ごとの面積 (km ²)
5m以上10m未満	概ね10m以内	0.0277 km ²	氷見 0.0025、滑川 0.0003、魚津 0.0001、入善 0.0247、朝日 0.0001
3m以上5m未満	概ね20m以内 一部地域で最大200m	0.3499 km ²	氷見 0.0295、高岡 0.0004、射水 0.0008、富山 0.0365、滑川 0.0288、魚津 0.0046、黒部 0.0275、入善 0.1593、朝日 0.0625
1m以上3m未満	概ね200～300m以内 一部地域で最大400m	4.1835 km ²	氷見 0.6223、高岡 0.1146、射水 0.3692、富山 0.7382、滑川 0.3325、魚津 0.1805、黒部 0.3526、入善 1.2542、朝日 0.2194

(資料:「富山県津波シミュレーション調査の結果の概要について」(富山県))

(2) 最高津波水位及び最高津波の到達時間、海面変動影響開始時間の予測

ア 法律に基づく津波浸水想定の対象断層による津波

	糸魚川沖 (F41)			富山湾西側 (F45)			呉羽山断層帯		
	最高津波		海面変動影響開始時間 (分)	最高津波		海面変動影響開始時間 (分)	最高津波		海面変動影響開始時間 (分)
	水位 (T.P. m)	到達時間 (分)		水位 (T.P. m)	到達時間 (分)		水位 (T.P. m)	到達時間 (分)	
富山市	4.3	48	10	4.7	11	2	5.5	2	1分未満

：最高津波の断層

(資料:「富山県津波シミュレーション調査の結果の概要について」(富山県))

イ 参考として調査した断層 (日本海地震・津波調査プロジェクト) による津波

	TB1&2 (連動)			TB3			TB4		
	最高津波		海面変動影響開始時間 (分)	最高津波		海面変動影響開始時間 (分)	最高津波		海面変動影響開始時間 (分)
	水位 (T.P. m)	到達時間 (分)		水位 (T.P. m)	到達時間 (分)		水位 (T.P. m)	到達時間 (分)	
富山市	6.2	11	1分未満	2.3	14	10	5.0	14	1分未満

	TB5			TB6			JO1&2 (連動)		
	最高津波		海面変動影響開始時間 (分)	最高津波		海面変動影響開始時間 (分)	最高津波		海面変動影響開始時間 (分)
	水位 (T.P. m)	到達時間 (分)		水位 (T.P. m)	到達時間 (分)		水位 (T.P. m)	到達時間 (分)	
富山市	2.8	46	10	1.7	19	11	2.9	21	14

(資料:「富山県津波シミュレーション調査の結果の概要について」(富山県))

※「津波水位」は、海岸線から沖合約 30m 地点における津波の水位を標高で表示。

※最大津波水位の地点、海面変動影響開始時間が最も早くなる地点は別々に集計しており、2 つの地点は異なる場合がある。

※気象庁が発表する「津波の高さ」は平常潮位（津波がなかった場合の同じ時間の潮位）から、津波によって潮位が上昇した高さなので、津波水位、津波高とは異なる。

※標高は東京湾平均海面からの高さ（単位:T.P+m）として表示。

※時間については分単位で、分未満は切り捨て（例：5.5 分 → 5 分）。

※地形や構造物等の影響により、沿岸域の「浸水深」は上記の「最高津波水位」よりも小さくなっている。

（3）被害想定予測とその軽減効果

ア 被害想定予測

沿岸 市町	①糸魚川沖(F41)			②富山湾西側(F45)			③呉羽山断層帯		
	(想定地震規模 M7.6 想定長さ 86km 想定平均すべり量 4.66m)			(想定地震規模 M7.2 想定長さ 43km 想定平均すべり量 2.77m)			(想定地震規模 M7.4 想定長さ 35km 想定平均すべり量 2.90m)		
	木造建物		死者 (人)	木造建物		死者 (人)	木造建物		死者 (人)
	全壊	半壊		全壊	半壊		全壊	半壊	
氷見市	220	363	12	4	44	21	165	418	6
高岡市	1	53	1	3	16	2	0	3	0
射水市	43	362	6	0	73	4	9	182	9
富山市	67	132	0	31	48	2	16	55	9
滑川市	0	8	0	3	29	2	89	426	38
魚津市	0	93	15	3	78	21	11	180	31
黒部市	0	3	1	9	147	41	0	6	6
入善町	0	0	0	7	62	11	0	0	0
朝日町	1	6	0	1	2	1	0	0	0
計	332	1,020	35	61	499	105	290	1,270	99

※死者数は、深夜人口をもとに、「早期避難 70%、用事後避難 30%」の場合の数値

（資料：「富山県津波シミュレーション調査の結果の概要について」（富山県））

(参考として調査した「日本海地震・津波調査プロジェクト」の断層)

沿岸 市町	TB1&2(連動)			TB3			TB4		
	(想定地震規模 M7.3 想定長さ 54km 想定平均すべり量 3.03m)			(想定地震規模 M7.0 想定長さ 24km 想定平均すべり量 2.40m)			(想定地震規模 M7.3 想定長さ 40km 想定平均すべり量 3.05m)		
	木造建物		死者 (人)	木造建物		死者 (人)	木造建物		死者 (人)
	全壊	半壊		全壊	半壊		全壊	半壊	
氷見市	92	486	78	0	0	0	7	161	8
高岡市	20	25	6	0	0	0	3	23	2
射水市	0	181	28	0	0	0	93	46	6
富山市	40	244	17	0	0	0	36	52	6
滑川市	69	271	27	0	0	0	0	3	0
魚津市	112	489	63	0	2	3	4	67	24
黒部市	154	650	119	0	0	0	15	71	23
入善町	40	237	31	0	0	0	0	0	0
朝日町	4	12	5	0	1	0	0	0	0
計	531	2,595	374	0	3	3	158	423	69

沿岸 市町	TB5			TB6			JO1&2(連動)		
	(想定地震規模 M7.1 想定長さ 29km 想定平均すべり量 2.47m)			(想定地震規模 M6.8 想定長さ 17km 想定平均すべり量 1.98m)			(想定地震規模 M7.5 想定長さ 48km 想定平均すべり量 4.16m)		
	木造建物		死者 (人)	木造建物		死者 (人)	木造建物		死者 (人)
	全壊	半壊		全壊	半壊		全壊	半壊	
氷見市	0	4	0	0	0	0	13	216	1
高岡市	0	2	0	0	0	0	0	6	0
射水市	0	2	0	0	0	0	0	48	0
富山市	6	23	0	0	0	0	0	22	0
滑川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚津市	0	3	3	0	2	3	0	2	3
黒部市	0	0	0	0	0	0	0	2	0
入善町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
朝日町	0	0	0	0	0	0	0	1	0
計	6	34	3	0	2	3	13	297	4

(資料:「富山県津波シミュレーション調査の結果の概要について」(富山県))

イ 人的被害の軽減効果の予測

(人)

想定地震	早期避難率 低	早期避難率 高 ＋呼びかけ	全員迅速避難
	〔 早期避難20% 用事後避難50% 切迫避難・避難無30% 〕	〔 早期避難70% 用事後避難30% 〕	〔 早期避難100% 〕
①糸魚川沖(F41)	92 (+57)	35	17 (▲ 18)
②富山湾西側(F45)	118 (+13)	105	98 (▲ 7)
③呉羽山断層帯	119 (+20)	99	93 (▲ 6)

※避難率は、中央防災会議(H24.8)で用いられた率を採用

(資料：「富山県津波シミュレーション調査の結果の概要について」(富山県))

(参考として調査した「日本海地震・津波調査プロジェクト」の断層)

TB1&2(連動)	396 (+22)	374	361 (▲ 13)
TB3	5 (+2)	3	1 (▲ 2)
TB4	79 (+10)	69	64 (▲ 5)
TB5	7 (+4)	3	1 (▲ 2)
TB6	5 (+2)	3	1 (▲ 2)
JO1&2(連動)	16 (+12)	4	1 (▲ 3)

(資料：「富山県津波シミュレーション調査の結果の概要について」(富山県))

第7節 市災害対策本部の組織

災害の予防、応急対策及び復旧等防災活動に即応する体制を確立するため、国、県、市及びその他防災関係機関相互の有機的連携を図り、市民、関係団体、ボランティア等の協力を得て、総合的かつ一体的な防災体制を確立する。

1 富山市防災会議

災害対策基本法第16条の規定により、富山市の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、富山市防災会議を置く（「富山市防災会議条例」資料10－1参照）。

2 富山市災害対策本部

災害対策基本法第23条に基づく富山市災害対策本部の組織は、富山市災害対策本部条例（平成17年条例第133号、資料10－3参照）並びに本計画に定めるところによるものとする。

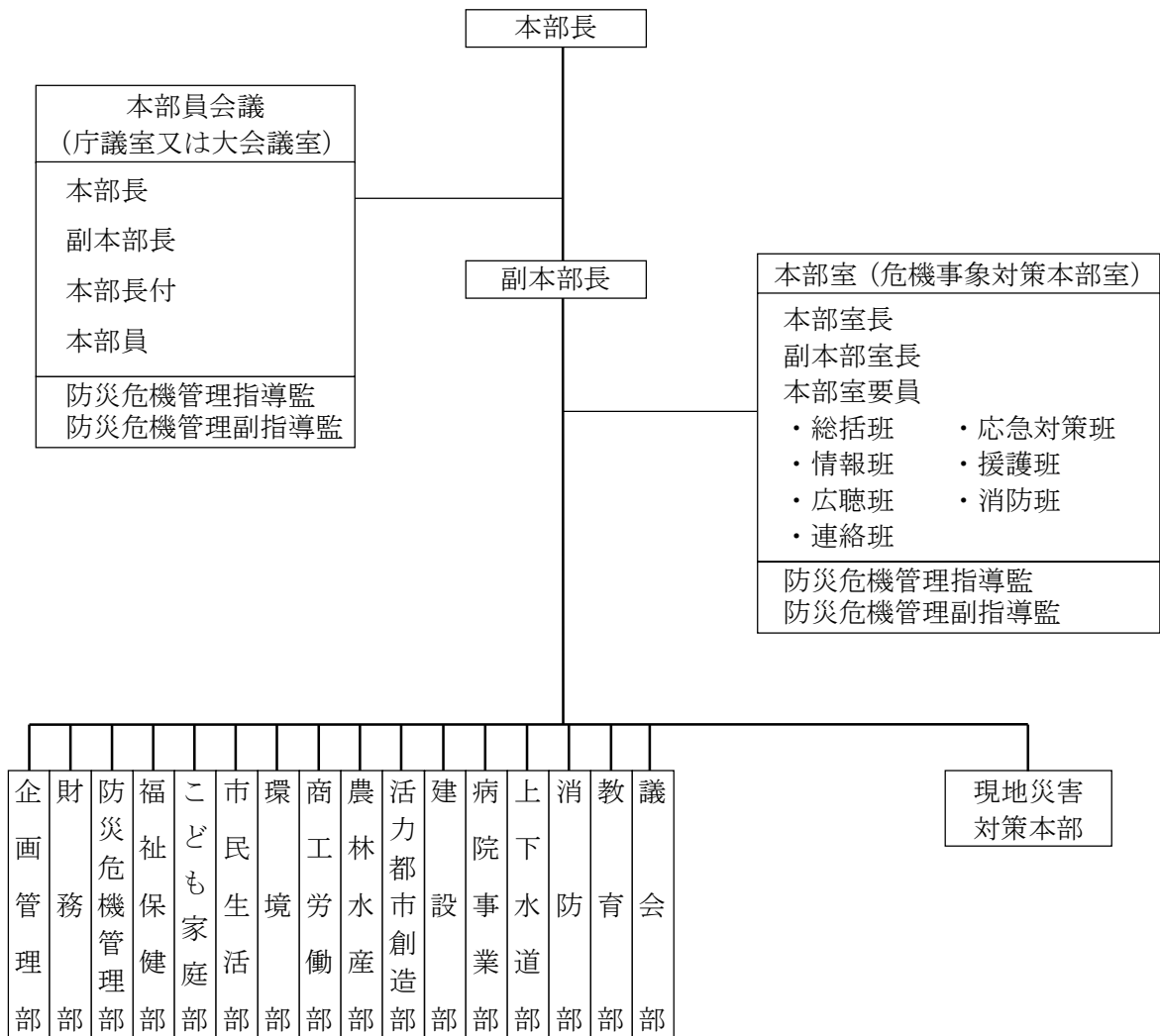
(1) 系 統

富山市災害対策本部の組織系統は、おおむね次のとおりとする。

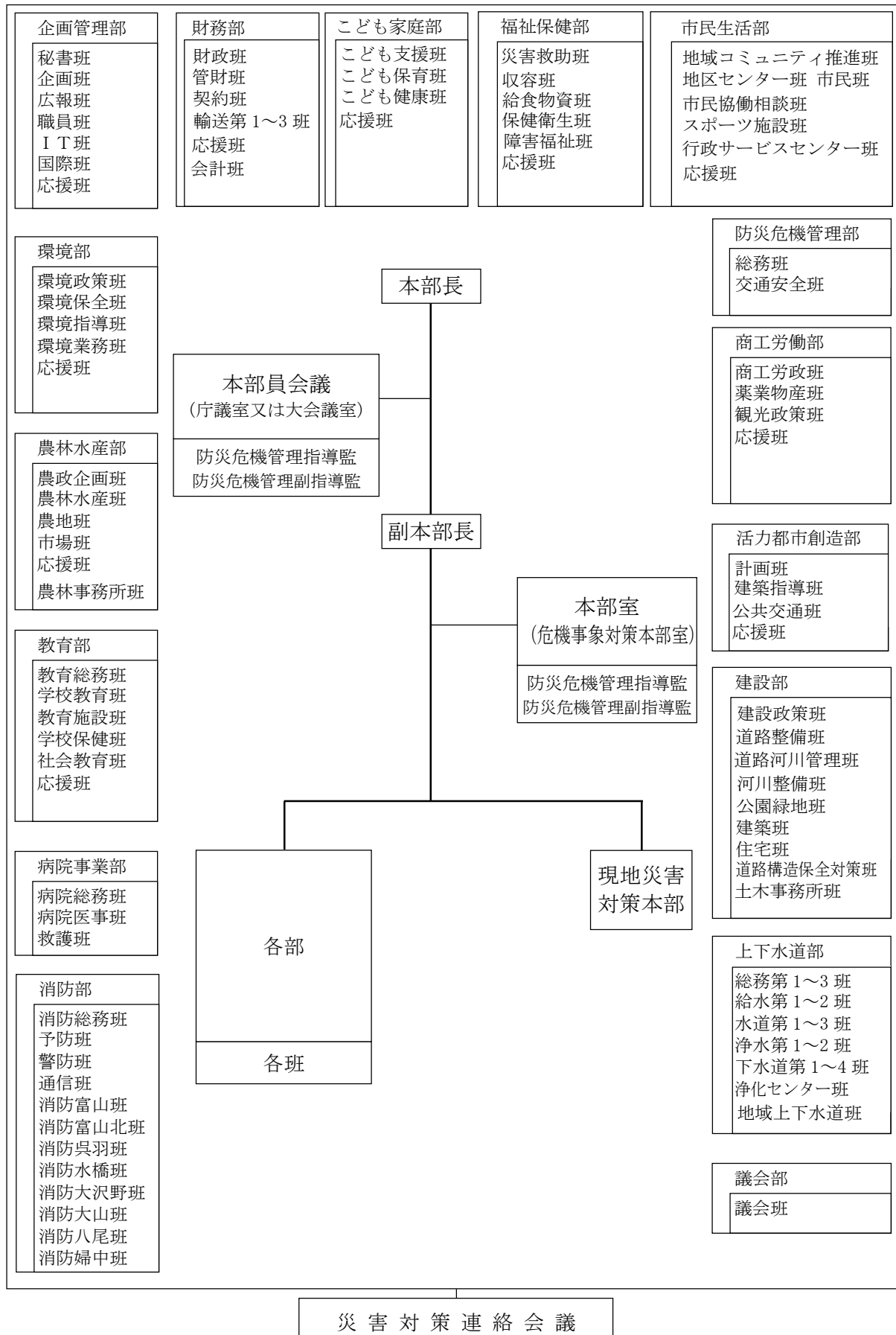
富山市災害対策本部
本部設置場所：富山市役所

現地災害対策本部
設置場所：被災地に近い公共施設
※必要に応じて設置する。

富山市災害対策本部の組織図



富山市災害対策本部組織一覽



(2) 任務分担

各組織の任務分担等は、次によるものとする。

ア 災害対策本部長（市長）

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員（以下「本部員」という。）及びその他の職員を指揮監督する。

イ 災害対策本部副本部長（副市長、上下水道事業管理者）

災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理し、その順位は①副市長、②上下水道事業管理者とする。なお、副市長が複数名の場合の順位は、富山市副市長の事務分担等に関する規則第4条による。

ウ 本部長付（政策監、教育長）、本部員（各部局長）

本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。また、本部長の命を受け、本部長付は特定の事務を、本部員は部の事務を掌理する。なお、本部員は事前に代行者を定めておく。

エ 本部員会議

（ア） 本部長、副本部長、本部長付及び本部員でもって組織し、次の事項について適時協議する。

- a 災害応急対策の基本方針に関すること。
- b 動員配備体制に関すること。
- c 各部班間の調整事項の指示に関すること。
- d 自衛隊の災害派遣に関すること。
- e 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- f 応援協定締結市等への応援要請に関すること。
- g その他、災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止に関すること。

（イ） 本部長は、特に必要があるときは、本部員以外の者に対し本部員会議への出席を求める。また、迅速、正確な広報のため、必要に応じ、本部室総括班又は企画管理部広報班の班員若しくは報道関係者が傍聴できるものとする。

（ウ） 本部員会議の庶務は、本部室総括班が処理する。

オ 防災危機管理指導監

防災危機管理指導監（以下、「指導監」という。）は、全庁的な危機管理の総合調整を行う。危機対応のマニュアルが存在しない場合において、複数部局が関係する危機、又は所管が不明な危機が発生した場合には、初動時の対応を所轄し、庁内の総合調整を行う。

カ 防災危機管理副指導監

防災危機管理副指導監は、指導監を補佐し、指導監に事故があるとき、又は指導監が欠けたときは、その職務を代理する。

キ 本部室

（ア） 当該災害の総括的窓口として本部室を設置する。

(イ) 本部室長には防災危機管理部長を充てる。副本部室長には防災危機管理部次長若しくは防災危機管理課長を充て、また、必要に応じ本部室長が指名する職員を充てる。

(ウ) 本部室要員は、あらかじめ指名された職員をもって充てる。

(エ) 本部室は、次の事項を処理する。

- a 各種情報の管理に関すること。
- b 各部班の活動状況の把握に関すること。
- c 広域応援（自衛隊の災害派遣を含む。）の調整に関すること。
- d 防災活動全般の調整に関すること。

ク 各部・班

(ア) 市災害対策本部に部及び班を設ける。

(イ) 別表の分掌事務に則って災害応急対策を遂行する。

ケ 現地災害対策本部

本部長は、市域の一定の地域に係る災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、緊急に円滑かつ的確な防災活動の実施を図るため、必要に応じて、災害対策本部に現地災害対策本部を設置する。設置場所は行政サービスセンター、地区センター等、本部長が指定する場所とする。なお、現地災害対策本部には、富山市災害対策本部条例に基づき、現地災害対策本部長その他職員を置き、その選任については、防災危機管理課長の推薦を受けて災害対策本部長が指名する。

コ 災害対策連絡会議

災害対策本部と防災関係機関の連携を効率的に行い、一体的な防災活動の実施を図るため、必要に応じて災害対策連絡会議を開催する。会議の主な内容は、次のとおりである。

(ア) 各機関の所管の被害状況、応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報等のとりまとめに関すること。

(イ) 本部員会議及び各機関からの指令その他連絡事項等の連絡に関すること

1 富山市災害対策本部室の分掌事務

班	担 当	分 掌 事 務
総括班	総務担当 (防災危機管理課など)	1 本部室の総括及び庶務に関すること。 2 本部員会議に関すること。 3 防災行政無線の運用に関すること。 4 県への災害概況即報等の報告に関すること。 5 県内市町村、応援協定締結都市への応援要請及び受け入れに関すること。 6 県への応援要請及び受け入れに関すること。 7 自衛隊の災害派遣に関すること。 8 市民への避難措置の発表に関すること。 9 県公安委員会への交通規制の要請に関すること。
	広報担当 (広報課など)	1 本部室に係る広報に関すること。 2 報道機関に関すること。
	受援担当 (企画調整課・職員課など)	1 本部室に係る要員配置の指示に関すること。 2 全庁的な要員配置の指示、総括に関すること。 3 災害時の受援に関する庁内全体のとりまとめや都道府県との調整等に関すること。
情報班	情報担当 (企画調整課など)	1 発災初期の概括的被害状況の把握等被害状況のとりまとめに関すること。 2 災害情報の共有化に関すること。
広聴班	広聴担当 (地域コミュニティ推進課など)	1 市民からの通報の処理に関すること。 2 市民からの問い合わせの処理に関すること。
応急対策班	応急対策担当 (道路整備課・道路河川管理課・河川整備課・公園緑地課・営繕課・道路構造保全対策課・学校施設課など)	1 道路、河川、施設等の応急対策の指示、総括に関すること。 2 避難の要否に関する情報の集約に関すること。 3 物資等の応援を要請する関係団体への連絡職員の派遣に関すること。

班	担 当	分 掌 事 務
援護班	援護担当 (福祉政策課・生活支援課など)	1 避難所の設置及び援護対策の指示、総括に関する こと。 2 要配慮者の支援に関する指示、総括に関する こと。 3 災害救助法関係事務の総括に関すること。
	医療救護担当 (生活支援課など)	1 医療救護の指示、総括に関すること。 2 防疫活動の指示、総括に関すること。
	輸送担当 (納税課など)	1 緊急輸送の指示、総括に関すること。 2 輸送用船舶、ヘリコプター、航空機の確保に 関すること。
	清掃担当 (環境センター管理 課など)	1 し尿及びごみの処理に関すること。
	食料担当 (農政企画課・地方卸売市場 業務管理係など)	1 食料品等の調達の指示に関すること。
消防班	消防担当 (消防局)	1 消防活動の連絡調整に関すること。
連絡班	連絡担当 (各部局)	1 本部、各部局との連絡に関すること。

2 富山市災害対策本部各部の分掌事務

部	班（担当課室）	分 掌 事 務
企 画 管 理 部	秘 書 班 （秘書課）	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 視察者及び見舞者の接遇に関すること。 3 災害功労者の表彰及び礼状の発送に関すること。
	企 画 班 （企画調整課）	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 2 政府、国会、その他の機関に対する要望事項等のとりまとめに関すること。
	広 報 班 （広報課）	1 プレスルームの設置・運営に関すること。 2 本部の広報に関すること。 3 報道機関への報道依頼に関すること。 4 広報紙の発行に関すること。 5 市外避難者への広報に関すること。 6 災害写真等活動記録の収集・とりまとめに関すること。 7 インターネットによる情報提供に関すること。
	職 員 班 （職員課）	1 各部班の要員配備の調整に関すること。 2 他機関からの職員の派遣の要請又は斡旋要請に関すること。 3 被災職員の調査に関すること。 4 災害時の外来者の援護に関すること。 5 被災職員に関する厚生給付及び援助に関すること。
	I T 班 （情報システム課）	1 市情報通信基盤の復旧に関すること。 2 市業務システムの復旧に関すること。
	国 際 班 （文化国際課）	1 在市外国人に対する広報に関すること。
	応 援 班 （企画調整課（統計調査係）、行政経営課、文書法務課、富山外国語専門学校、富山ガラス造形研究所、公文書館、職員研修所、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、スマートシティ推進課、ガラス美術館、婦中ふれあい館）	1 部内他班の応援に関すること。

部	班（担当課室）	分 掌 事 務
財 務 部	財 政 班 （財政課）	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 2 財務部への取材の受付に関すること。 3 災害応急対策予算及び財政措置に関すること。
	管 財 班 （管財課）	1 緊急通行車両の確認申請に関すること。 2 市有財産の保全及び被害調査のとりまとめに関すること。 3 庁用車両の管理配分に関すること。 4 庁内電話等通信施設、電気施設の確保に関すること。 5 空地情報の収集及び使用の調整に関すること。
	契 約 班 （契約課）	1 災害応急対策及び救援用物資資材の調達、受領に関すること。
	輸送第1班 輸送第2班 輸送第3班 （納税課、市民税課、 資産税課）	1 備蓄食料、物資の輸送に関すること。 2 物資集積地の管理に関すること。 3 民間車両の調達に関すること。 4 その他災害時の輸送対策に関すること。 5 市税の減免に関すること。 6 被災世帯調査に関すること（資産税課が市民班に協力）。
	応 援 班 （工事検査課、債権管 理対策課）	1 部内他班の応援に関すること。
	会 計 班 （出納課）	1 見舞金、義援金の受け入れに関すること。
防 災 危 機 管 理 部	総 務 班 （防災危機管理課） ＊本部室事務として 行う	1 災害対策本部の庶務(本部室)に関すること。 2 自衛隊の派遣要請に関すること。 3 関係機関及び各部との連絡調整に関すること。 4 防災行政無線の管理運用に関すること。
	交通安全班 （生活安全交通課）	1 ヘリポートの管理に関すること。 2 災害時の交通安全対策に関すること。

部	班（担当課室）	分 掌 事 務
福祉保健部	災害救助班 （福祉政策課・生活支援課）	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事。 2 社会福祉施設の避難状況及び避難支援に関する事。 3 福祉保健部への取材の受付に関する事。 4 在宅の要配慮者の安否確認等安全確保に関する事。 5 所管社会福祉施設への支援に関する事。 6 義援金品の募集、受け入れ、配分に関する事。 7 災害救助物資の受け入れ、輸送、配分に関する事。
	収 容 班 （長寿福祉課）	1 避難所の設置・運営に関する事。 2 被災者の誘導、保護、収容に関する事。 3 避難者名簿のとりまとめに関する事。 4 所管社会福祉施設への支援に関する事。
	給食物資班 （介護保険課）	1 食料、水、生活必需品の確保・配分に関する事。 2 所管介護保険施設への支援に関する事。
	保健衛生班 （保健所、保健福祉センター）	1 負傷者の発生状況等医療に関する情報の収集に関する事。 2 医療救護班の派遣及び医療救護所の設置運営に関する事。 3 後方医療機関への搬送調整に関する事。 4 医薬品、医療用器材等の確保調整に関する事。 5 医療救護班及び医療ボランティアの受け入れ調整に関する事。 6 避難所、被災者の衛生指導に関する事。 7 感染症に対する防疫に関する事。 8 被災者の保健相談、栄養相談に関する事。 9 公的医療機関、その他医療機関への協力要請に関する事。
	障害福祉班 （障害福祉課）	1 所管障害福祉施設への支援に関する事。

部	班（担当課室）	分 掌 事 務
福祉保健部	応 援 班 （保険年金課、指導監査課、まちなか総合ケアセンター、看護専門学校）	1 部内他班の応援に関すること。
こども家庭部	こども支援班 （こども支援課）	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 2 こども家庭部への取材の受付に関すること。 3 所管児童福祉施設の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 4 学童保育利用者の避難状況の把握に関すること。
	こども保育班 （こども保育課）	1 保育所、認定こども園の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 2 保育所、認定こども園への支援に関すること。
	こども健康班 （こども健康課）	1 所管児童福祉施設の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 2 部内他班及び企画管理部職員班の応援に関すること。
	応 援 班 （こども福祉課、子育て支援センター）	1 部内他班の応援に関すること。
市民生活部	地域コミュニティ推進班 （地域コミュニティ推進課）	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 2 市民生活部への取材の受付に関すること。 3 地区センターとの連絡調整に関すること。
	地区センター班 （地区センター）	1 所管区域内の市民への広報に関すること。 2 避難所の開設に関すること。 3 避難者名簿の作成に関すること。 4 所管区域の被害状況の連絡に関すること。 5 所管区域における災害救助活動の実施に関すること。 6 所管区域内の地域団体との連絡調整に関すること。
	市 民 班 （市民課）	1 被災世帯調査の総括に関すること。 2 遺体の処理、埋・火葬の協力に関すること（環境保全班に協力）。 3 市外避難者の把握に関すること。 4 罹災証明書の発行に関すること。

部	班（担当課室）	分 掌 事 務
市民生活部	市民協働相談班 （市民協働相談課、消費生活センター、男女共同参画推進センター）	1 ボランティアへの支援に関すること。 2 男女共同参画の視点に関すること。 3 被災者の陳情処理に関すること。 4 災害時の消費者対策（価格監視、相談所開設）に関すること。
	スポーツ施設班 （スポーツ健康課）	1 市スポーツ施設の保全及び応急復旧に関すること。
	行政サービスセンター班 （行政サービスセンター、中核型地区センター）	※それぞれの行政サービスセンター・中核型地区センターの所管地域を担当 1 行政サービスセンター管内等の被害状況、応急対策状況の収集及びとりまとめ、連絡調整に関すること。 2 要員配備の調整に関すること。 3 気象警報等の収集及び伝達に関すること。 4 現地災害対策本部の庶務に関すること。 5 各地域の災害用生活必需品の備蓄、及び管理に関すること。 6 防災行政無線（同報系）の管理運用に関すること。 7 各地域への取材の受付に関すること。 8 災害写真等活動記録の収集、とりまとめに関すること。 9 被災者の陳情処理に関すること。 10 各地域の地区センターとの連絡調整に関すること。 11 ボランティアへの支援に関すること。 12 災害救助活動に協力する各種団体等との連絡に関すること。 13 被災世帯調査に関すること。 14 罹災証明の受付に関すること。
	応 援 班 （とやま市民交流館）	1 部内他班の応援に関すること。

部	班（担当課室）	分 掌 事 務
環 境 部	環境政策班 （環境政策課、廃棄物対策課）	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事 2 環境部への取材の受付に関する事 3 災害時の損壊、焼失による建築物廃材や瓦礫等の災害廃棄物の処理対策に関する事
	環境保全班 （環境保全課）	1 災害時の企業の公害発生防止指導に関する事 2 遺体の処理、埋葬又は火葬に関する事
	環境指導班 （廃棄物対策課、環境センター管理課）	1 環境センターに係る被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事 2 災害時のし尿、ごみ処理対策に関する事 3 清掃施設の保全に関する事 4 清掃苦情等の処理及び対策に関する事
	環境業務班 （環境センター業務課）	1 災害時のごみ処理に関する事 2 災害時の清掃業務に関する事
	応 援 班 （つばき園、エコタウン交流推進センター、富山霊園）	1 部内他班の応援に関する事
商 工 労 働 部	商工労政班 （商工労政課、企業立地課）	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事 2 商工労働部への取材の受付に関する事 3 災害時の生活必需品及び流通物資の確保・配分に関する事 4 大規模小売店、ガソリンスタンド等の営業状況把握に関する事 5 商工業関係施設等の被害調査に関する事 6 中小企業に対する災害融資に関する事 7 被災商工業対策に関する事 8 被害時の労務確保に関する事
	薬業物産班 （コンベンション・薬業物産課）	1 薬業物産関係施設等の被害調査に関する事
	観光政策班 （観光政策課）	1 観光関係施設の被害調査に関する事 2 災害時の宿泊施設との連絡に関する事
	応 援 班 （公営競技事務所、職業訓練センター）	1 部内他班の応援に関する事

部	班（担当課室）	分 掌 事 務
農 林 水 産 部	農政企画班 （農政企画課）	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事。 2 農林水産部への取材の受付に関する事。 3 災害時の主食及び生鮮食料品等の確保・配分に関する事。 4 被災農家に対する融資に関する事。
	農林水産班 （農業水産課、森林政策課）	1 農林水産及び関係施設等の被害調査に関する事。 2 農林水産施設及び農林水産物の災害予防及び応急対策に関する事。 3 災害時の漁船等の確保に関する事。 4 家畜、家さん及び畜産物の災害応急対策に関する事。
	農 地 班 （農村整備課）	1 農地、農業用施設等の被害調査及び応急措置指導に関する事。 2 農業集落排水の被害調査及び応急対策に関する事
	市 場 班 （地方卸売市場業務管理係）	1 地方卸売市場の保全及び応急復旧に関する事。 2 非常用生鮮食料品の集荷確保に関する事。 3 市場への取材の受付に関する事。
	農林事務所班 （農林事務所）	※大沢野、大山、八尾、婦中、山田、細入地域を担当 1 農林関係施設等の被害調査に関する事。 2 農地、農業用施設等の応急措置指導に関する事。 3 家畜、家さん及び畜産物の災害応急対策に関する事。 4 農林水産施設及び農林水産物の災害予防及び応急対策に関する事。
	応 援 班 （営農サポートセンター、農業委員会事務局、国営農地再編整備推進室）	1 部内他班の応援に関する事。
活 力 都 市 創 造 部	計 画 班 （都市計画課、景観政策課）	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事。 2 応急仮設住宅の入居審査・管理に関する事（住宅班に協力）。 3 活力都市創造部への取材の受付に関する事。

部	班（担当課室）	分 掌 事 務
活 力 都 市 創 造 部	建築指導班 （建築指導課、居住政策課）	1 建築物の災害対策の指導に関すること。 2 民間建物の応急危険度判定に関すること。 3 民間被災宅地の応急危険度判定に関すること。 4 被災住宅の復旧の相談に関すること。 5 被災世帯調査に関すること（市民班に協力）。 6 空家等の応急措置に関すること。
	公共交通班 （交通政策課）	1 公共交通機関についての災害緊急時の情報収集、被害状況の把握等に関すること。 2 市営コミュニティバス施設等の災害応急対策に関すること。 3 路面電車施設の災害応急対策に関すること。
	応 援 班 （まちづくり推進課、富山駅周辺地区整備課）	1 部内他班の応援に関すること。
建 設 部	建設政策班 （建設政策課）	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 2 建設部への取材の受付に関すること。 3 災害応急対策のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 4 港湾施設の被害状況の連絡調整に関すること。
	道路整備班 （道路整備課）	1 災害緊急時の情報収集、被害状況の把握等に関すること。 2 緊急輸送道路の応急措置に関すること。 3 水防活動に関すること。 4 道路、橋梁の災害応急対策に関すること。
	道路河川管理班 （道路河川管理課）	1 災害緊急時の情報収集、被害状況の把握に関すること。 2 緊急輸送道路の応急措置に関すること。 3 水防活動に関すること。 4 災害応急対策及び緊急措置に要する必要物資に関すること。 5 道路の除雪実施に関すること。 6 交通不能箇所の応急措置に関すること。 7 街路樹の災害応急対策に関すること。

部	班（担当課室）	分 掌 事 務
建設部	河川整備班 （河川整備課）	1 災害緊急時の情報収集、被害状況の把握等に関する事 2 水防活動に関する事 3 河川、水路の災害応急対策に関する事 4 土砂災害応急対策に関する事 5 高波、高潮の災害応急対策に関する事
	公園緑地班 （公園緑地課）	1 公園緑地の災害応急対策に関する事
	建 築 班 （営繕課）	1 応急仮設住宅の建設に関する事 2 避難所、市有施設の安全確認に関する事 3 避難所、収容所の建設及び整備に関する事 4 被災世帯調査に関する事（市民班に協力） 5 市有建築物の応急復旧指導に関する事
	住 宅 班 （市営住宅課）	1 市営住宅の応急修理及び復旧に関する事 2 公営住宅等のあっせんに関する事 3 応急仮設住宅の入居審査・管理に関する事
	道路構造保全対策班 （道路構造保全対策課）	1 災害緊急時の情報収集、被害状況の把握に関する事 2 緊急輸送道路の橋梁の安全確認及び応急措置に関する事 3 橋梁等の災害応急対策に関する事
	土木事務所班 （土木事務所）	※大沢野、大山、八尾、婦中、山田、細入地域を担当 1 災害緊急時の情報収集、被害状況の把握等に関する事 2 緊急輸送道路の応急措置に関する事 3 水防活動に関する事 4 道路、橋梁の災害応急対策に関する事 5 河川、水路の災害応急対策に関する事 6 土砂災害応急対策に関する事 7 災害応急対策及び緊急措置に要する必要物資に関する事 8 道路の除雪実施に関する事 9 街路樹の災害応急対策に関する事 10 公園緑地の災害応急対策に関する事 11 災害区域の復旧計画に関する事

部	班（担当課室）	分 掌 事 務
病 院 事 業 部	病院総務班 （市民病院経営管理 課経営企画係、管理 係、情報システム係、 契約出納課出納決算 係、まちなか病院総務 医事課総務係）	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事 2 病院事業部への取材の受付に関する事 3 部内職員の活動計画に関する事
	病院医事班 （市民病院契約出納 課管財契約係、医事 課、まちなか病院総務 医事課医事企画係）	1 医療薬剤、資器材の確保及び配分に関する事 2 医療救護所の設置及び運営管理への協力に関する事 3 医療救護班の活動への協力に関する事 4 被災医療機関への支援に関する事
	救 護 班 （その他の所属）	1 災害救助法が発動されるまでの医療救護活動に関する 事 2 災害救助法に基づく医療、助産に関する事 3 救出者の搬送及び救護に関する事
上 下 水 道 部	総務第1班 （経営企画課）	1 上下水道局災害対策本部会議の事務総括、動員職員の集約、 他都市への応援要請に関する事 2 富山市災害対策本部との連絡調整に関する事 3 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事 4 復旧基本計画の総合調整、報道機関との連絡及び広報に関 する事
	総務第2班 （契約出納課経理係）	1 災害経費の出納及び支出費用の整理に関する事 2 部内の被害報告の連絡調整に関する事
	総務第3班 （契約出納課管財契 約係）	1 災害による損失補償及び弁償、他都市応援者の受け入れに 関する事 2 上下水道局資産の被害状況の調査及び不動産の管理に関 する事 3 局に係る災害応急資機材の確保に関する事
	給水第1班 （料金課）	1 応急給水情報の収集と応急給水計画に関する事 2 応急給水の実施及び広報活動に関する事

部	班（担当課室）	分 掌 事 務
上 下 水 道 部	給水第2班 （給排水サービス課 水道給水サービス係）	1 市民対応窓口、断水区域及び被害箇所図の作成に関する こと。 2 給水装置の復旧工事の指揮・監督に関すること。
	水道第1班 （水道課計画係）	1 水道施設の被害状況の収集、復旧計画の立案に関する こと。 2 災害状況及び復旧状況の記録確認に関すること。
	水道第2班 （水道課建設係・改良 係）	1 水道施設の復旧工事の指揮・監督に関すること。 2 工業用水道施設（朝日工水）の保全及び復旧に関する こと。
	水道第3班 （上下水道施設管理 センター水道維持係）	1 漏水箇所の特定、巡回及び安全対策に関する こと。 2 無線通信の統制に関する こと。 3 水源地、配水池の被害情報の収集、保全及び応急復旧に 関する こと。 4 工業用水道施設（朝日工水）の被害状況調査に関する こと。 5 給水タンク等の確保と応急復旧用資材の管理に関する こと。 6 災害対策連絡管による応急給水の実施に関する こと。
	浄水第1班 （流杉浄水場浄水係）	1 浄水施設の被害調査及び復旧計画の立案に関する こと。 2 工業用水道施設（流杉工水）の保全及び復旧に関する こと。
	浄水第2班 （流杉浄水場水質係）	1 原水、浄水等の水質検査の実施に関する こと。 2 水質に関する情報収集及び苦情処理に関する こと。
	下水道第1班 （下水道課計画係）	1 下水道施設の被害状況の収集、復旧計画の立案に関する こと。 2 災害状況及び復旧状況の記録確認に関する こと。
	下水道第2班 （下水道建設係・改良 係）	1 下水道施設の復旧工事の指揮・監督に関する こと。
	下水道第3班 （給排水サービス課 下水道排水サービス 係）	1 市民対応窓口、応急対策の広報活動に関する こと。
	下水道第4班 （上下水道施設管理 センター下水道維持 係）	1 下水道施設の被害状況の収集、巡回及び安全対策に 関する こと。 2 都市排水及び汚濁水の排水に関する こと。

部	班（担当課室）	分 掌 事 務
上 下 水 道 部	浄化センター班 （浜黒崎浄化センター） （水橋浄化センター）	1 施設の被害状況の調査、復旧計画の立案に関する事。
	地域上下水道班 （東上下水道サービスセンター） （西上下水道サービスセンター）	1 上下水道施設等の被害状況の調査及び復旧に関する事。 2 市民対応窓口、応急給水の実施及び広報活動に関する事。 3 水源地域の情報収集に関する事。 4 水質に関する情報収集及び苦情処理に関する事。
消 防 部	消防総務班 （総務課）	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事。 2 消防部への取材の受付に関する事。 3 資機材の調達に関する事。 4 消防職員・団員の招集に関する事。
	予 防 班 （予防課）	1 災害等の情報収集に関する事。 2 危険物の保安規制に関する事。 3 広報活動に関する事。 4 避難所の防火に関する事。 5 被災世帯調査に関する事（市民班に協力）。 6 罹災証明書（火災）の発行に関する事。
	警 防 班 （警防課）	1 災害の警戒及び防ぎよに関する事。 2 消防関係機関の協力要請に関する事。 3 消防部隊の運用に関する事。 4 消防車両及び機械器具の整備点検に関する事。 5 水防活動への協力に関する事。
	通 信 班 （通信指令課）	1 通信の運用に関する事。 2 気象情報等の収集及び警報に関する事。
	消防富山班 消防富山北班 消防呉羽班 消防水橋班 消防大沢野班 消防大山班 消防八尾班 消防婦中班	1 災害の警戒及び防ぎよに関する事。 2 救助・救急・救出に関する事。 3 市民の避難誘導に関する事。 4 警報の伝達及び被害の未然防止・拡大防止の呼びかけに関する事。 5 広報活動に関する事。 6 避難所の防火に関する事。 7 情報の収集に関する事。

部	班（担当課室）	分 掌 事 務
	（富山消防署） （富山北消防署） （呉羽消防署） （水橋消防署） （大沢野消防署） （大山消防署） （八尾消防署） （婦中消防署）	
教 育 部	教育総務班 （教育総務課）	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事 2 教育部への取材の受付に関する事 3 部内職員の動員及び連絡調整に関する事
	学校教育班 （学校教育課）	1 児童・生徒の安全確保に関する事 2 避難所の開設協力に関する事 3 応急教育の確保に関する事 4 被災児童・生徒の育英・奨学に関する事 5 被災児童・生徒の教科書、学用品の確保及び支給に関する事
	教育施設班 （学校施設課）	1 教育関係施設の被害調査及び施設の復旧に関する事。
	学校保健班 （学校保健課）	1 被災児童・生徒の学校給食の確保に関する事 2 被災児童及び生徒の保健管理に関する事
	社会教育班 （生涯学習課）	1 公民館、文化財等社会教育施設の災害応急対策に関する事。
	応 援 班 （学校再編推進課、民俗民芸村管理センター、埋蔵文化財センター、教育センター、野外教育活動センター、学校給食センター、公民館、教育行政センター、市民学習センター、図書館、科学博物館、郷土博物館、民俗民芸村の教育機関、小学校、中学校、幼稚園）	1 部内他班の応援に関する事。ただし、当該施設が避難所、応援部隊、物資集積の拠点となった場合は、その運営に協力する。

部	班（担当課室）	分 掌 事 務
議 会 部	議 会 班 （庶務課、議事調査課）	1 議長及び副議長の秘書に関すること。 2 市議会議員との連絡に関すること。 3 視察者及び見舞者の接遇に関すること。 4 災害見舞者への礼状の発送に関すること。